

平成29年6月23日

各位

上場会社名 株式会社 郷鉄工所
代表者名 代表取締役社長 林 直樹
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人
(TEL. 052-586-1123)

第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成29年5月2日付「第三者委員会の設置決定に関するお知らせ」及び平成29年5月31日付「第三者委員会の調査期間の延長及び平成29年3月期定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、①滞留債権のうち太陽光施設に関する事実関係②特定の不動産取引の契約の事実関係につきまして、第三者委員会を設置し全容解明に取り組んでまいりました。

今般、第三者委員会より、平成29年6月23日付で、別添のとおり、再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領しましたのでお知らせいたします。

なお、平成29年3月13日に公表した第三者委員会の調査対象のうち、①及び②以外のものにつきましては、調査主体、方法及び内容について改めて公表いたします。

また、調査報告書で明らかになった事象に基づき、過年度の決算訂正が必要となる可能性があります。有価証券報告書の提出につきましても、延長が必要となりました場合には、改めて公表いたします。なお、今回の調査報告書の結果を踏まえた当社の今後の対応につきましては、早急に検討した上で決定次第お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上

調 査 報 告 書
【 公 開 版 】

平成29年6月23日

株式会社郷鉄工所 御中

株式会社郷鉄工所第三者委員会

委 員 長 矢 崎 信 也

委 員 荒 川 紳 示

委 員 久 野 実

委 員 野 村 朋 加

委 員 平 井 朝

【目 次】

第1 本調査の概要	
1 当委員会設置に至る経緯	9
2 当委員会の構成	9
3 調査の対象	10
4 調査の目的	10
5 調査の方法	11
6 調査の期間	12
第2 G社の概要等	
1 G社の概要	13
2 G社の沿革	13
3 G社の関係会社の概要	14
第3 G社の組織構成	
1 G社の組織構成の概要	15
2 G社の役員構成	16
第4 G社の財務状況	
1 損益計算書及び貸借対照表の推移	18
2 業績の推移	19
第5 G社の各規程の整理	
1 G社における専決事項の整理	20
2 約束手形の振出について	23
3 購買管理規程について	24
第6 X社案件について	
1 X社案件の概要	25
2 G社による太陽光事業進出の経緯及び同事業の概要	25
3 G社による太陽光事業の開始及びX社との取引開始	26
4 太陽光事業の不振及び問題のある取引の開始	27
(1) 太陽光事業への取り組み直後の問題及び X社の商社的（金融）機能	27
(2) 太陽光事業の不振等による2期連続の赤字見込み及び期末の 劇的なV字回復（粉飾決算ないし不適切な会計処理の疑い）	28

①	EE-006の取引について	29
②	EE-007の取引について	32
③	EE-019の取引について	34
④	EE-020の取引について	36
⑤	EE-021の取引について	39
⑥	EE-022、EE-024の取引について	41
⑦	EE-026の取引について	43
(3)	G社のX社への振出手形を利用した 資金調達スキーム（G社への還流パターン）	45
①	EE-027、028、029、030に関する 資金の流れについて	47
②	EE-034に関する資金の流れについて	47
③	EE-020に関する資金の流れについて	48
④	EE-604、605に関する資金の流れについて	49
⑤	EE-035に関する資金の流れについて	49
(4)	G社のX社への振出手形を利用した 資金調達スキーム（G社への非還流パターン）	52
(5)	G社とX社との取引の状況及び分析	56
5	G社とX社との間で取り交わされた2通の確認書	64
(1)	2通の確認書の調査の必要性	64
(2)	本件確認書の作成の経緯	67
(3)	本件確認書の作成後の事情	70
(4)	本件確認書1の記載内容について	71
(5)	本件確認書2の記載内容について	75
(6)	本件確認書が作成された経緯に対する評価	81
第7	Y社案件について	
1	Y社案件の概要	83
2	平成28年3月期に本件取引を計上しようとした経緯	84
3	不動産取引に着目した経緯	85
4	対象物件の概要	86

5	当事者及び関係者	91
6	本件取引に至る経緯	92
7	契約書作成の日時、場所、立会当事者	92
8	契約書の内容	93
9	手形の授受・決裁等について	94
10	本件取引後の主な経過	95
11	会計監査人の質問状に対する回答	96
12	第1取引が無効であることの隠蔽	98
13	会計処理について	99
14	評価	100
第8 責任の所在		
1	役職員等の義務について	105
2	本件各案件に関与した役職員	107
3	本件各案件に関する関与者以外の認識について	107
4	各役職員の責任	111
	(1) 長瀬について	111
	(2) 林について	112
	(3) 田中について	113
	(4) 宮脇及び樋田について	114
	(5) 石川について	114
	(6) 加納について	115
	(7) 馬淵について	115
	(8) 中野について	116
	(9) 山本及び山中について	117
第9 再発防止策		
1	はじめに	119
2	直接的な原因の除去	119
3	組織体制の改善	120
4	コンプライアンス教育の充実	122

第1 本調査の概要

1 当委員会設置に至る経緯

(1) 内部調査委員会の設置

G社は、平成28年8月に、会計監査人Aから、金融機関以外からの資金調達における不適切な手形の振出や売上の計上に関する不適切な会計処理について指摘を受けたことを契機として内部調査を開始した。

その後、内部調査委員会により、上記事項に関する事実関係の調査が進められた。

(2) 当委員会の設置

しかしながら、内部調査委員会による調査では十分な事実解明に至らなかったことから、G社は、ステーク・ホルダーへの説明責任を果たすためには、外部の公正中立かつ独立した第三者委員会に事実関係の調査等を委ねることにより、迅速に事実関係を明らかにすることが不可欠であると判断した。

そこで、後述の調査対象事案に関する事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提言を行うため、平成29年5月2日に、第三者委員会（以下、「当委員会」という。）が設置された。

2 当委員会の構成

(1) 当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 矢崎 信也（弁護士、村瀬・矢崎綜合法律事務所）

委員 荒川 紳示（公認会計士、荒川紳示公認会計士事務所）

委員 久野 実（弁護士、弁護士法人東海総合）

委員 野村 朋加（弁護士、あゆの風法律事務所）

委員 平井 朝（弁護士、平井綜合法律事務所）

また、当委員会は、以下の4名を補助者として選任した。

和田 圭介（弁護士、オリンピック法律事務所）

浅井 貞晴（弁護士、愛知つむぎ法律事務所）

貝沼 宏徳（弁護士、村瀬・矢崎綜合法律事務所）

瀬古 直央（公認会計士、荒川紳示公認会計士事務所）

当委員会は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委

員会ガイドライン」（平成22年7月15日公表、同年12月17日改訂）に準拠して、構成・選任・運用されており、G社と各委員及び各補助者との間で、その独立性に影響を及ぼす関係や取引は存在しない。

(2) また、当委員会は、G社内に存在する資料の提出やヒアリング日程の調整などを円滑に行うために、G社の従業員から事務局担当者を指名するとともに、事務局担当者とG社の間には厳格な情報隔壁を設けた。

さらに、事務局担当者は、ヒアリング、当委員会内での事実認定に関する議論及び本調査報告書作成には一切参加しなかった。

3 調査の対象

当委員会は、G社の内部調査委員会が取り纏めた事案の中から、より重要性が高いと思われる次の案件を調査対象とした。

① G社が他社から受注した太陽光発電施設工事に関し、会計監査人Aから、「G社とその仕入先業者であるX社との間で不透明な取引がなされているのではないか。」との指摘を受けた案件（以下、「X社案件」という。）

② G社が平成28年3月期の決算において予想された債務超過及び営業赤字を解消する目的で、Y社が所有する兵庫県西宮市所在の土地を同社から購入し、Z社に転売する内容の各契約を締結したものの、いずれも両社から委任を受けていない者を通じて行われた取引であったため、G社が支払った手付金が回収不能となった案件（以下、「Y社案件」という。）

4 調査の目的

(1) X社案件及びY社案件に関する事実関係を調査し、会計処理の適正性及び妥当性について検討する。

(2) 上記(1)をふまえ、X社案件及びY社案件における会計処理の適正性及び妥当性を欠くと判断した場合には、その原因を究明する。

(3) 上記(1)及び(2)をふまえ、再発防止策の提言を行う。

(4) その他当委員会が必要と認めた調査対象事項の調査を行う。

(5) なお、当委員会による調査は、X社案件及びY社案件に関する事実関係と原因を明らかにして再発防止につなげることに主眼を置いており、犯罪

構成要件事実の認定を行って関係者の刑事責任を追及することを目的とするものではない。

したがって、今後、捜査機関によって、本件に関して何らかの捜査等がなされることがあったとしても、それは当委員会とは異なる目的で行われるものであり、必ずしもその認定が当委員会の認定と同一になるわけではないことを付言する。

5 調査の方法

当委員会が実施した調査の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 開示資料の調査

ア G社及び関係者から提供された資料

G社内に存在する規程類、帳簿類、決裁書類、契約書類、議事録、従業員が作成した各種メモ、入出金記録及び手形管理帳等の各種資料を検証した。

イ パーソナルコンピューター及び携帯電話のデータ

G社は、平成29年4月24日に、全役員及び全従業員に対し、代表取締役名で、「第三者委員会の設置について」と題する内部通達により、当委員会の許可が出されるまで会社のパーソナルコンピューターの電子メール等のデータを削除しないように指示を出し、保全措置を講じた。

そして、当委員会は、G社の役員及び従業員が使用していた3台のパーソナルコンピューターに保存されていた電子データ、同社の役員2名及び同社の役員及び従業員以外の関係者1名が使用していた携帯電話に保存されていた電子メールデータ及びソーシャル・ネットワーキング・サービスであるLINEによるメッセージ履歴を保全した。

その上で、当委員会は、保全した上記データのうち、当委員会が必要であると認めたものについて分析及び検討を行った。

なお、当委員会は、G社に対し、デジタルフォレンジック調査を行うことを要請したものの、同社が上記調査に要する費用を負担することが困難であったため、同調査は実施しないこととした。

(2) 関係者からのヒアリング

当委員会は、G社の役員及び従業員12名（元役員及び元従業員を含

む。）、G社の役員及び従業員以外の関係者6名及び会計監査人等のヒアリングを実施した。

(3) 関係先への資料照会

当委員会は、必要がある範囲において、G社から守秘義務等の解除を行った上で、X社案件及びY社案件に関係する関係先、会計監査人や金融機関等の外部機関から各種資料の提供を受け、それらの検証を行った。

(4) ホットライン

当委員会直通の内部通報システム（ホットライン）を設置して、通報者の秘密を守ることを約束した上で、すべての役員及び従業員に情報提供を求めた。実際に、調査期間中には、当委員会に対し、複数の通報が寄せられた。

(5) 調査の限界

ア ヒアリング実施の限界

本件調査は、あくまで強制力がない任意の調査に過ぎず、協力が得られない、所在が分からない等の理由により、当委員会がヒアリングを実施する必要があると判断したものの、これを実施することができなかった対象者が存在した。

また、任意のヒアリングに応じた者に対しても、訴訟における証言とは異なり、偽証に対する制裁等の対象者が真実を供述する担保がないという限界が存在した。

イ デジタル調査の限界

上記のとおり、デジタルフォレンジック調査を行っていないことから、削除データの復元等を行うことができなかった。

ウ 時間的制約

当委員会が設置されたのは、決算発表を控えた時期である平成29年5月2日であり、時間的制約が存在した。

6 調査の期間

当委員会による調査の期間は、平成29年5月2日から同年6月23日である。

第2 G社の概要等

1 G社の概要

G社の概要は、以下のとおりである。

(平成29年5月31日時点)

会社名	株式会社郷鉄工所
上場市場	東証2部、名証2部 (証券コード：6397) (業種：機械)
決算期	3月決算
代表者	林直樹
本店所在地	岐阜県不破郡垂井町表佐字大持野58番地の2
支店所在地	東京、名古屋、大阪
従業員数	約90名
事業内容	産業機械、プラント設備、インフラ設備事業、フッ素樹脂ライニング加工、開発・産廃処理事業、各種金属加工・組立等

2 G社の沿革

G社の沿革は、以下のとおりである。

年 月	概 要
昭和6年5月	岐阜県大垣市鹿島町において、創業者である亡郷宗二が土木建築機械の工場として事業を開始。
昭和22年2月	法人化して設立。
昭和27年3月	現在の商号である「株式会社郷鉄工所」に商号変更。
昭和37年7月	資本金を1億円に増資。
昭和37年10月	名古屋証券取引所市場第2部に上場。
昭和39年2月	現在の本店所在地に移転。
昭和39年10月	資本金を3億円に増資。
昭和40年3月	建設業登録(る第1742号)。
昭和45年3月	大阪証券取引所市場第2部に上場。
昭和47年5月	資本金を6億637万5000円に増資。
昭和48年3月	建設業許可岐阜県知事(特-48第1486号)。
昭和61年2月	GOH一級建築設計事務所開設。

昭和62年 3月	建設業許可建設大臣(特一第12049号)。
平成11年10月	ライニング事業部発足、フッ素樹脂加工を開始。
平成20年 4月	ライニングタンク容器の販売を開始。
平成24年 7月	産業廃棄物の固形化燃料プラントの設置。
平成25年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合により、東京証券取引所市場第2部に移管。
平成26年 4月	子会社であるGイノ社を設立。

3 G社の関係会社の概要

G社の子会社及び関連会社は、以下のとおりである。

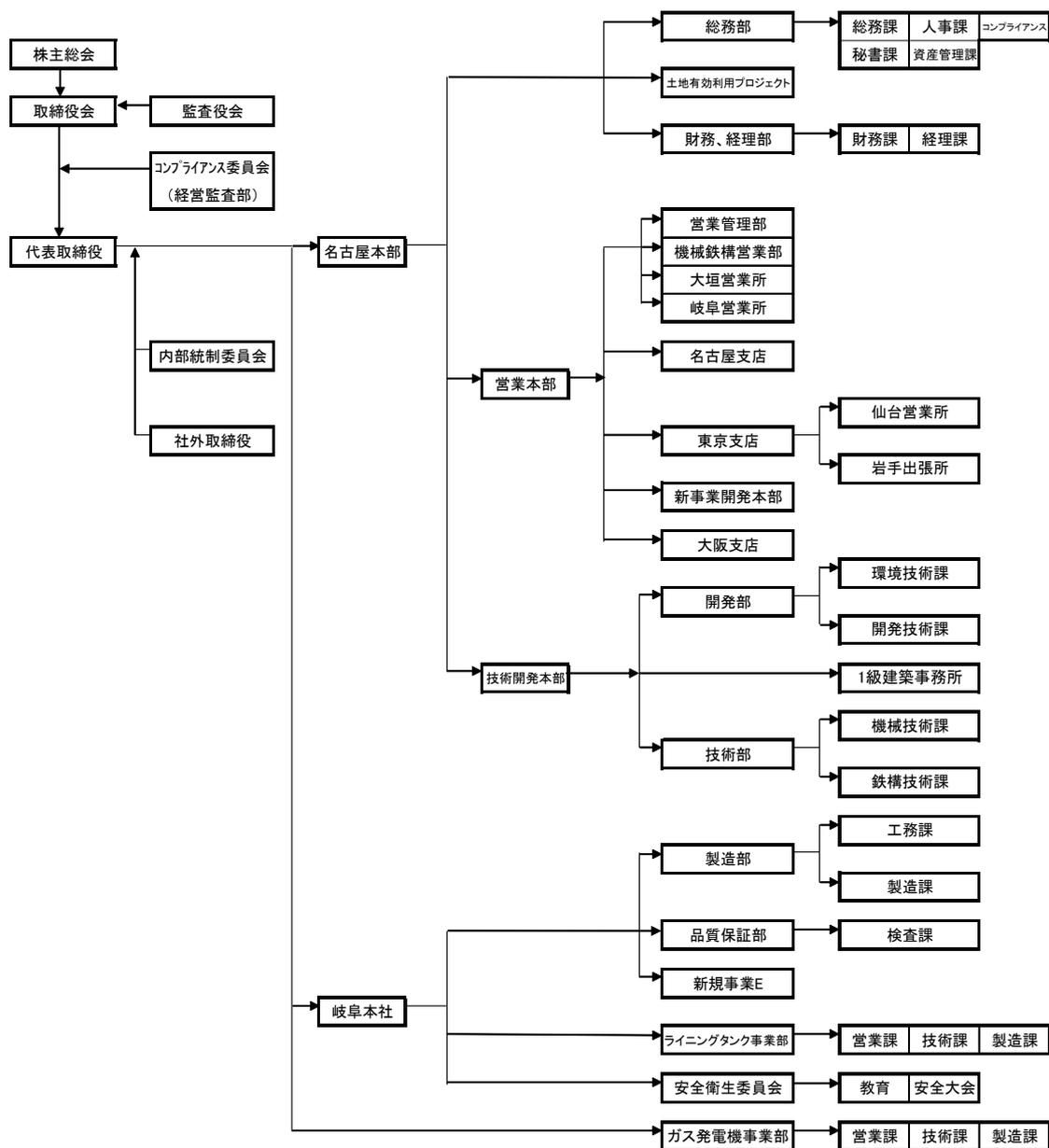
- (1) Gイノ社(連結子会社)
- (2) ECC社

第3 G社の組織構成

1 G社の組織構成の概要

平成28年12月末日時点におけるG社の組織構成の概要は、以下のとおりである。

<組織概要図>



2 G社の役員構成

(1) 役員等の推移

氏名	役名	期間
長瀬隆雄	代表取締役	平成24年6月～平成29年2月
	取締役	平成10年6月～平成22年6月、 平成23年6月～
林直樹	代表取締役	平成29年2月～
	取締役	平成28年6月～
田中桂一	取締役	平成23年6月～
樋田英貴	代表取締役	平成28年6月～平成29年2月
	取締役	平成24年6月～
	東京支店長	平成27年3月～平成28年6月、 平成29年2月～
宮脇一人	取締役	平成24年6月～
	東京支店長	平成25年12月～平成27年3月
石川歩	取締役	平成26年6月～平成29年2月
	東京支店長	平成28年6月～平成29年2月
加納静	代表取締役	平成23年6月～平成24年6月
	取締役	平成16年6月～平成22年6月、 平成23年6月～平成28年6月
馬淵良一	取締役(社外)	平成26年6月～
	監査役(社外)	平成22年6月～平成23年6月
中野爽明	監査役	平成23年6月～
山本茂一	監査役(社外)	平成27年6月～
山中啓司	監査役(社外)	平成27年6月～

(2) G社の機関等

G社は、以下のとおり、取締役会設置会社かつ監査役会設置会社である。

ア 取締役会

取締役は、定款上定められた員数上限15名に対し、6名を選任しており、そのうち1名が社外取締役である。

取締役会は、議事録をもって確認したところ、平成27年3月期に9回、平成28年3月期に10回、平成29年3月期に50回開催されている。

イ 監査役会

監査役は、定款上定められた員数上限5名に対し、3名を選任しており、そのうち2名が社外監査役である。

監査役会は、議事録をもって確認したところ、平成27年3月期に9回、平成28年3月期に10回、平成29年3月期に8回開催されている。

第4 G社の財務状況

1 損益計算書及び貸借対照表の推移

調査開始日現在、公表されているG社の有価証券報告書によると、G社及びG社グループ（連結）の業績推移は、以下のとおりである。

【G社 単体】

回次		第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高	(千円)	4,045,358	3,982,688	3,933,659	5,667,140	3,790,807
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△142,600	6,053	△551,709	83,004	△751,552
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△148,024	5,323	△699,460	66,136	△913,358
純資産額	(千円)	939,692	954,150	253,225	331,907	△596,020
総資産額	(千円)	5,867,567	5,797,881	5,360,852	7,281,841	5,081,207
自己資本比率	(%)	16	16.45	4.7	4.5	△11.7
営業活動によるCF	(千円)	△401,136	66,289	△289,352	—	—
投資活動によるCF	(千円)	△199,419	△57,482	△26,944	—	—
財務活動による	(千円)	115,961	△64,920	294,831	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	360,273	320,363	298,885	—	—

【G社 連結】

回次		第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高	(千円)	—	—	—	5,687,204	3,831,422
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	—	—	—	72,715	△751,075
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	—	—	57,576	△903,478
純資産額	(千円)	—	—	—	323,347	△594,701
総資産額	(千円)	—	—	—	7,279,219	5,084,113
営業活動によるCF	(千円)	—	—	—	△67,281	△139,176
投資活動によるCF	(千円)	—	—	—	△211,440	△17,350
財務活動によるCF	(千円)	—	—	—	180,693	△362,672
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	200,856	△318,343

また、G社のセグメント別売上高の推移は、以下のとおりである。

【セグメント別売上高推移】

セグメント		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
破碎粉砕機	(千円)	366,776	250,660	203,702	228,792	193,303
橋梁鉄構	(千円)	1,154,239	858,238	462,983	664,340	905,305
環境装置（太陽光含む）	(千円)	445,861	696,155	591,297	2,655,177	1,050,734
ライニング製品	(千円)	1,020,427	865,925	972,351	897,496	891,357
その他	(千円)	1,058,055	1,311,710	1,703,326	1,221,335	750,108
合計	(千円)	4,045,358	3,982,688	3,933,659	5,667,140	3,790,807

2 業績の推移

平成24年3月期から平成26年3月期にかけては、年間売上高が概ね40億円前後で安定していたが、平成27年3月期における太陽光事業への本格参入を機に年間売上高は56億円と前期比4割超まで急増している。また、平成26年4月14日には、太陽光事業以外の新規事業として、温浴施設・飲食業・旅館等の経営及びコンサルティングを行うことを目的として、子会社であるGイノ社を設立している。その後、平成28年3月期には、さらなる新規事業としてa社と提携し、防災用ガスエンジン小型発電機の製造及び販売権を取得している。G社は、本業である破碎粉碎機事業及び橋梁鉄工事業などのインフラ系事業が伸び悩む中で、平成27年3月期以降は積極的に新規事業へ取り組んでいる。

こうした中で、業績（個別）については、平成26年3月期に大幅な赤字（△6億9946万円）を計上し、純資産が2億5322万円まで急減した後、平成27年3月期においては太陽光事業の売上拡大が収益に大きく貢献し、黒字化（6613万円）を達成している。

しかしながら、平成28年3月期には、太陽光事業の売上高は急減し、再度大幅な赤字（△9億1335万円）を計上し、純資産については△5億9602万円と債務超過に陥っている。

キャッシュ・フローの状況についても、太陽光事業に参入した平成27年3月期以降に大きく現金及び現金同等物の期末残高（連結）が減少し、平成28年3月期にはマイナス残高（△3億1834万円：当座貸越）となっている。

第5 G社の各規程の整理

G社では、定款、社内規程、規則、内規及び細則等の内部規則を定めている。

本件では、かかる内部規則が遵守されていたか否かが問題となるため、関係規程について整理を行う。

1 G社における専決事項の整理

G社の内部規則では、取締役会及び代表取締役社長の専決事項が存在する。

① 取締役会で決定すべき事項（取締役会事項）

② 代表取締役社長への稟議、決済が必要な事項（社長決裁事項）

①については取締役会の決議が必要とされ、決議がなされずに行われれば内規違反となり、②については代表取締役への稟議、決済がなされなければ内規違反となる。

したがって、どのような事項が上記①及び②にあたるかを確認し、本件において手続が遵守されているか否かを検討する必要がある。

(1) ①取締役会事項について

G社は、定款において、「取締役会は、法令または定款に定める事項その他、当会社の業務執行に関する重要事項を決議する」（第22条）、「取締役会に関する事項は取締役会規程による」（第23条）と定め、取締役会規程では、取締役会での付議事項として下記の事項を定めている（第8条）。

ただし、下線は当委員会が付した。

記

1. 経営管理の基本事項

(中略)

6. 資産又は財務に関する事項

(1) 事業の拡張又は縮小

(2) 重要な財産の処分及び譲受

・ 100万円以上を対象とする

(3) 多額の借入及び設備投資

・ 借入について既存の金融機関の場合は500万円以上とし、既

存の金融機関でない場合は全を対象とする

・設備投資については10百万円以上を対象とする

(4) 重要な資産の賃貸借、権利の設定

・10百万円以上を対象とする

(5) 新株の発行

(6) 準備金の資本組入

(7) 任意準備金の設定及び処分

7. その他の事項

(1) 重要な訴訟の処理

(2) その他業務執行に関する重要な事項

・10百万円以上を対象とし、それに伴う証憑書類は取締役会の開催3日前までに事前配布する

なお、付議事項中下線部分については、平成28年10月11日改正により付加された文言であり（以下、「28年改定」という。）、平成28年以前になされている本件各案件には適用されない。

また、職務権限規程には各分掌事項について、別表職務権限規程明細には下記の代表的な取締役会の承認事項が定められている。

記

- ・事業の拡張又は縮小
- ・多額の設備投資
- ・業務執行に関する重要な事項
- ・多額の資金の貸付、多額の債務の保証^{*1}
- ・多額の借入及び資金運用の計画^{*2}

取締役会の承認事項において、何をもって「多額」や「重要」と判断するかの明確な基準はない。

会社法では、「重要な財産の処分及び譲受け」について取締役会の決議

*1 経理部の分掌事項として挙げられている。

*2 経理部の分掌事項として挙げられている。

を必要としている（第362条4項1号）。これについては、①当該財産の価額、②その会社の総資産に占める割合、③保有目的、④処分行為の態様、⑤会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきであるとされており（最高裁平成6年1月20日判決・民集48巻1号1頁）、本件でもかかる要素を総合考慮して考えることになる。

また、G社では、28年改定において、上記のとおり明確な金額基準を設けているが、かかる基準は28年改定前でも参考になるものと思われる。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる（定款第26条、取締役会規程第6条第1項）。なお、議案に特別利害関係を有する取締役は、この決議に加わることはできない（同条第2項）。定款においては、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、決議事項について可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす（取締役会の決議の省略方法）と規定されている（第27条）。

(2) ②社長決裁事項について

社長決裁事項としては、取締役会での付議事項を除き（稟議規程第13条）、下記の事項である（同第12条）。

記

（抜粋）

3. 重要な契約、行為及び訴訟行為
8. 資金調達が緊急を要する場合は、稟議決裁を経て、後日取締役会の承認を得ることも可とする。
9. 固定資産の取得（1件 10万円以上）
10. 固定資産の処分、移動、貸与
15. その他各部署に於いて業務執行上稟議を必要と認める事項

なお、社長決裁事項においても「重要な契約」など明確な基準がないものが存するが、1件10万円以上の固定資産の取得も決済事項となっており、比較的少額なものまで決済事項とされると判断する。

(3) 稟議の方法

①取締役会事項及び②社長決裁事項は、業務執行上重要な事項であり、

担当者は稟議・決済を受けなければならない（稟議規程第1条）。

稟議の方法については以下の手続が定められている。

記

第5条 発議者は予め案件の内容につき充分調査研究を行った後、所定の稟議用紙に案件の内容、理由、金額等要件を簡明に記載し必要書類を添付して正副二通を作成する。

第6条 発議者は本社では部長、次長、課長、課長補佐、係長とし、出先機関としては支店長、営業所長、出張所長とする。

第7条 稟議書は所属部長、次長、課長の認印を得た後、総務部に提出する。

第8条 総務部は決裁区分を記入し、必要に応じ関係役員及び部長の手続をとるものとする。

第9条 案件の内容が他部課の主管事項と密接な関係があるときは、その部課と充分合議しなければならない。案件の内容が二以上の部課の主管事項に亘り、分割して処理することが著しく不都合をきたすような場合には共同稟議することができる。

ただし、緊急を要する稟議事項に関しては、以下の定めがある（緊急稟議）。

記

第4条 緊急を要する稟議事項にして社長不在の場合は、副社長及び専務取締役又は担当取締役がこれを代決する。但し、特に重要な事項は電話決裁を受けなければならない。

このように、通常の稟議においては担当部署の調査研究など詳細な手続が定められているが、緊急稟議においては社長または代決者の承認という単純な手続となっている。

2 約束手形の振出について

本件では、G社名義の約束手形が多数振り出されている。そこで、約束手形についての内部規則を概観する。

経理規程運用細則において、仕入債務・諸掛等の支払は、原則として、銀行振込または約束手形をもって行うとされ（第15条1項）、当該支払につ

いては、支払予定表及び臨時支払申請書に基づいて、出納責任者の承認を受けて支払を行う手続となっている（同条2項）。

約束手形の期日については、資材購入業者への支払の場合には毎月20日、外注業者への支払の場合には毎月10日の期日とされている（第17条1項）。ただし、定時外の支払は、臨時支払申請書により承認を得て行うこととなっている（第16条2項）。

なお、約束手形による固定資産の取得に関しては、上記細則第17条2項において、「2. 固定資産の取得に関する支払い」とのみ規定されており、その内容については何ら規定されていない。

後述のとおり、本件では、この臨時支払申請書による約束手形の振出が繰り返行われている。

3 購買管理規程について

G社では、購買管理規程において、同社の購買業務に関する基準を定めている。

同規程は、G社の購買部が行う購入品及び外注品取引等の購買活動全般に適用するとされ、①発注決定は購買部長の決裁によること（ただし、疑義が生じた場合は責任部署と協議して決定する。）（第14条）、②発注は注文書によること（ただし、特に細目にわたって取り決めが必要な場合は、契約書によることができる。）（第15条）等が定められている。

第6 X社案件について

1 X社案件の概要

- (1) X社案件とは、G社が他社から受注した太陽光発電施設工事に関し、会計監査人Aから「G社とその仕入業者であるX社との間で不透明な取引がなされているのではないか。」との指摘を受けていた事案である。

後述のとおり、当委員会の調査により、G社とX社は、太陽光事業に関し、当初は正常取引を行っていたものの、後に、両社において、G社の仮装売上及び仮装仕入（手形の現金化による資金調達等を実施するための名目上の仕入）等を繰り返すなど、不適切な取引等を継続していたことが判明した。

- (2) なお、当委員会がX社案件に関して最初に入手した資料は、G社とX社との間で取り交わされた後述の2通の「確認書」である。

当委員会としては、上記確認書の記載の内容が判然としなかったため、G社役員らに説明を求めた。しかしながら、G社役員らからは、曖昧かつ要領の得ない回答しかなされず、むしろ当委員会による全容の解明をできるだけ回避しようとしているのではないかとの印象を抱いた。

当委員会としても、当初は、G社からの自主的な申告や説明等により、本件問題の全容が明らかになることを期待していたが、調査の過程でかかる方法による真相解明は不可能であると判断し、暗中模索ともいふべき状況の中で、大量の資料の調査と多数のヒアリングを実施し、断片的な事実を一つずつ分析検討することで、本報告書の結論に至ったものである。

以下、詳述する。

2 G社による太陽光事業進出の経緯及び同事業の概要

- (1) 破砕機販売等の従前事業の業績の低迷と新規事業への期待

ア 上記のとおり、G社は、本業である破砕機事業の低迷が顕著であり、平成26年3月期は赤字決算となった。そのため、G社としては、何としても翌期以降は黒字に転換しなければならないと決意し、そのための方策として、太陽光発電施設工事を中心とした新規事業への積極的な進出を試みるようになった。

イ 具体的には、G社の当時の社長である長瀬が、太陽光発電関係の分野

に明るいとされた石川をG社の取締役招聘し、同社は、平成26年7月以降、太陽光発電施設工事の新規受注に奔走することとなった（石川は、平成26年6月27日付でG社取締役に就任した。）。

そして、石川の説明等により、平成26年7月当初、G社の社内においては、「太陽光事業はこれまで全く経験のない分野ではあるが、太陽光発電施設工事で損を出すことはまずない。ほぼ確実に一定程度の利益の確保を見込める。キャッシュ・フローについても、発注者から工事受注時に前受金をもらえるので、それで仕入先への支払も十分に賄えるから、手元資金がなくとも事業が可能である。」という旨の相当楽観的な認識があったようであり、同事業は、G社における業績回復のためのいわば起爆剤として期待されていた。

なお、G社は、平成27年3月期の業績予想として、売上高約66億円、純利益約7000万円を見込んでいた。

(2) 太陽光事業の概要

ア G社による太陽光事業の概要は、【発注者（＝太陽光発電事業者）】→【G社】→【下請業者、仕入先】の商流で、G社は、太陽光発電施設の土木造成工事、架台、パネルその他装置等の設置を請け負うというものであった（以下、「太陽光事業」という。）。

なお、G社は、太陽光事業に関し、「EE」ではじまる工事番号（工番）を用いていた。

イ G社の太陽光事業は、同社の東京支店が担当窓口となっており、石川が中心となって推進していた。

また、同事業が開始された平成26年7月当時の東京支店の支店長は宮脇であった。その後、G社の東京支店長は、樋田→石川→樋田と推移している（それぞれの就任時期については、上記のとおりである。）。

ウ なお、G社は、平成28年3期までは、会計処理上、工事進行基準を採用していた。工事進行基準とは、工事の進行度合いにより収益を計上する基準をいう。

3 G社による太陽光事業の開始及びX社との取引開始

(1) このように、G社は、太陽光事業を開始したが、その際、X社との取引

も開始された。

- (2) G社が、X社との取引を行うようになったきっかけは、石川がX社をG社の取引先として商流に組み込むように主張したからである。これは、X社が以前より太陽光事業に参画しており、同事業の経験のなかったG社としても太陽光事業に明るい取引先との付き合いを欲していたこと、石川とX社のA氏（常務取締役）が同郷で中学時代からの旧知の仲であったことによるものと思われる。
- (3) X社は、平成11年に設立された電気通信工事等を業とする会社であり、民間の企業調査会社によると、同社の平成27年時点の従業員は約10名程度である。

また、X社の売上の推移は、以下のとおりである（X社の事業年度は、12月1日から翌年11月30日までである。）。

- ・平成24年度 43,222（千円）
- ・平成25年度 264,471（千円）
- ・平成26年度 479,445（千円）
- ・平成27年度 661,464（千円）

X社の売上は、平成26年度以降、急激に増加しているが、これはG社との取引開始による可能性が高いと思われる。

4 太陽光事業の不振及び問題のある取引の開始

- (1) 太陽光事業への取り組み直後の問題及びX社の商社的（金融）機能

G社は、上記のとおり、平成26年7月頃より、石川が中心となって、太陽光事業を展開していったが、当初の触れ込みとは異なり、手元資金がなければ思うように事業を進めることが困難であるという問題に直面した。

すなわち、当初は、G社において発注者から支払われるはずの前受金を仕入先等への支払に充てる予定であったが、実際には発注者からの正式受注より前に、受注準備のための一定の資金が必要となることが多く存した。また、上記前受金は工事代金の一部に過ぎず、G社が前受金を上回る価額のパネル等の資材を買い付ける必要がある場合には、G社において、一定の手元資金を用意しておかなければ、事業展開ができないという状況が生じていた。しかも、パネル等の資材の買付は、基本的に現金払いが慣行と

なっており、G社において、手形払にて対応することも難しかった。

そこで、G社は、長瀬と石川が主導して、太陽光事業の商流にX社を加えることとし、【発注者（＝太陽光発電事業者）】 → 【G社】 → 【X社】 → 【下請業者、仕入先】 という流れで、資材等の買付を行い、G社のX社への支払は手形払を中心とすることで、手元資金不足を補うこととした。このような商流は、いわばX社が商社的機能を果たすものであった。

もともと、X社は、上記のような商社的機能を果たしている場合でも、取引の対象となる商品や納品現場等の詳細を十分に把握しておらず、X社の役割は、実質的には「金融」（＝現金払いができないG社の代わりに商流に関与し、一定の手数料を得ているもの）と評価すべきものである。

(2) 太陽光事業の不振等による2期連続の赤字見込み及び期末の劇的なV字回復（粉飾決算ないし不適切な会計処理の疑い）

このように、G社は、X社の商社的機能（金融的機能）を活用して、太陽光事業に奔走し、平成26年7月から平成27年2月の間に2件の太陽光発電設備設置工事（工事番号：EE-006、EE-007）を受注したものの、結果的には赤字となった。

そのため、平成26年12月時点で、G社の平成27年3月期の黒字転換は絶望的となり、前期に続き2期連続の赤字となることが濃厚となっていた。すなわち、上記のとおり、G社は、平成27年3月期の業績目標として、売上高約66億円、純利益約7000万円を掲げていたが、同期第3四半期（平成26年4月1日から同年12月31日）までの実績は、売上高約22億円、純損失約1億9300万円に過ぎなかった。

G社の受注した上記工事がいずれも赤字であった理由については、G社において、後発進出分野である太陽光事業について受注を優先して原価計算等を見誤ったこと、同事業に関するノウハウや技術不足から施工不良等を発生させたことによるコスト増、発注者とのトラブルの発生、X社を商流に加えたことによる利幅の減少等、複合的な要因が考えられる。

しかしながら、G社は、長瀬と石川が主導して、平成27年3月期の末日である平成27年3月31日に、太陽光発電設備設置工事を4件（工事

番号：EE-019、EE-020、EE-021、EE-022) 受注し、かつ、同日付で仕入、売上を計上したことにより、急遽、黒字転換を果たした。なお、現在公表されているG社の平成27年3月期の決算は、売上高約56億円、純利益約6600万円というものである。

これらの受注工事、特に平成27年3月31日付の受注工事については、受注時期、売上計上時期、金額等からしても異常な取引であり、平成27年3月期の黒字化を装うための実体のない仮装売上もしくはその時点で工事進行基準に基づき売上計上することが不適切であったものと評価し得る。なお、G社は、上記仮装売上に対応する仕入を計上しているが、これも仮装仕入である可能性が極めて高い。

G社がこのように粉飾もしくはこれに類似する決算を行うという事態を引き起こした背景には、何としてでも平成27年3月期の業績目標を達成し、2期連続赤字を回避したいという長瀬の強い思いがあったようにうかがわれる。このことは、長瀬が平成27年1月13日に開催されたG社の取締役・執行役員月例会議において、「(平成27年)3月末の決算が当社に課せられた必修の数字が今後の会社を占う年が来ました。昨年建てた(ママ)目標を100%達成、出来なくとも60億円台に載せたい。今年度は、新しいイノベーションとしてソーラーを取り入れて将来的に繋がるきっかけとしたい。従来の実績に固執する事なく、本業のみでは会社の将来はない。」という旨を声高に宣言していることから顕著である。

以下、上記G社の太陽光事業について、工事番号(工番)ごとに分析を加える。

① EE-006の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

G社は、b社との間で、平成27年1月29日付で太陽光発電設備設置工事契約を締結している。

G社とb社との請負契約書によると、両社間の取引は、工事場所を愛媛県松山市内、工期は平成27年2月5日を着工日、平成27年3月31日を完成日として、G社がb社に対して、工事請負代金9億7481

万円（税込10億4000万円）で、太陽光発電設備設置工事を請け負うものである。なお、上記請負代金のうち1億6954万円が現在も未回収となっている。

また、G社の社内経理上は、X社に対して当該請負契約にかかる太陽光パネルや架台などの設備を発注したことになっている。この点、G社では、上記のとおり、購買管理規程において、正式な注文書の発行には発注部門が購買部に発注依頼書を申請し、購買部長の決裁により注文書を発行することとされているが（第15条）、太陽光事業に関しては当該手続が形骸化しており、注文書を発行しないことが常態化していたことから、G社はX社に対して当該取引にかかる注文書を発行していない。

イ 納品及び返品処理について

G社は、当該請負契約に関し、X社からの設備機器「溝辺パワコン用屋外盤」1100万円（税込1188万円）の納品が平成26年12月1日になされた旨を内容とする、X社の社印及び宮脇の検収印が押印されたG社指定納品書を保管している。

その後、G社は、会計監査人Bから返品処理漏れを指摘され、G社は、当該仕入伝票について平成27年3月31日付で返品処理を行っている。

ウ 支払及び返金について

G社は、X社からの平成26年12月1日付の指定納品書に基づき仕入計上を行い、平成26年12月2日付の臨時支払申請書によって平成26年12月10日にX社に対し、上記の1188万円全額を現金で支払っている。そのため、当該返品処理を前提とすれば、G社はX社から上記支払代金を返還してもらう必要がある。

しかしながら、G社は、会計監査人Bからの指摘により平成27年3月31日付で返品処理をして以降、未だにX社から返金を受けていない。この点については、後述のG社とX社との間で取り交わされた本件確認書1にも、当該返品取引にかかる返金が未了である旨が記載されている。

エ 取引実態との相違について

G社は、太陽光発電設備設置工事の正式受注に至るまでに必要となる先行手配費用（例えば、設備IDの取得費用、土地の測量費用及びコン

サルティング会社の調査費用等)の捻出を目的として、実態とは異なる納品書をX社に作成させることによって、X社に資金を流し、X社でプールした当該資金をもとに先行手配費用の支払に充てていた(このようなG社のX社を通じた資金調達スキームの詳細については後述する。)

この点、当該設備の納品書には、G社東京支店長の宮脇の検収印が押印されている。しかしながら、宮脇は、実際には納品がないことを認識した上で、検収印を押していた。

また、後述のとおり、X社は、本件確認書1記載の当該返品(EE-006溝辺パソコン用屋外盤)にかかる代金については、X社が石川の指示によってG社の費用の支払代行をしている中で精算されているものと認識しており、G社に対して返還を要する債務とは考えていなかった。

後述のとおり、本件確認書において支払期日とされた平成29年1月末日を過ぎてもX社からG社への支払がなされていないのみならず、G社からX社に対して支払を求めた形跡は確認できない。

この点、本件確認書1において、X社は、一度はG社の決算対策に協力する形で、債務の存在を承認したにもかかわらず、平成29年4月に会計監査人Aより発送された残高確認書においては、債務の認識がない旨の回答を行っている。

以上からすれば、当該納品書は、X社に先行手配資金を支払う目的で作成された架空のものに過ぎず、納品及び返品の実体はないものと思われる。

オ 会計処理について

G社は、平成26年12月1日付納品書に基づき、X社に対し、同年12月10日に代金を支払ったものの、平成27年3月31日に返品処理が行われた結果、現在もX社に対して未収入金(返還請求)を計上している。なお、G社は、当該未収入金について回収が困難であるとして、全額貸倒引当金を計上している。

しかしながら、上記のとおり納品及び返品の実体はないと判断されることから、G社はX社に支払った資金の用途を明確にした上で、実態に応じた適切な処理をすべきである。

カ その他

G社が、当該請負契約にかかる太陽光パネルの支払として、平成26年12月10日付でX社へ振り出した1000万円の約束手形は、X社からc社に裏書譲渡されている。当委員会は、X社に対し、同社とc社の取引等に関する照会を行ったが、X社からの回答は得られなかった。そのため、X社とc社との間で、いかなる経緯によって、G社の約束手形が裏書譲渡されたかについては確認することができなかった。

また、G社が、当該請負契約の支払の一部として、平成27年3月24日付でX社へ振り出した748万円の約束手形は、A氏個人へ裏書譲渡されているが、上記と同様にその経緯は不明である。

② EE-007の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

G社は、d社から[REDACTED]発電所建設工事の引き合いがあったものの、正式な工事請負契約の締結には至らず、失注している。

一方、G社の社内経理上は、X社に対して当該工事にかかる設備機器「太陽光モジュール、接続箱、集電箱等」を2585万円（税込2791万円）で発注したことになる。ただし、G社の正式な注文書は、EE-006と同様の理由で発行されていない。

イ 納品及び返品について

G社は、当該工事に関し、X社からの設備機器の納品が平成26年10月2日になされた旨を内容とする、X社の社印及び宮脇、石川の検収印が押印されたG社指定納品書を保管している。

その後、当該工事は失注したため、G社は、本来であれば、即時損失処理を行うべきであった。しかしながら、G社は、石川及び宮脇が中心となって、当該工事（EE-007）で発生していた原価を、平成27年2月に、EE-007とは全く関係のない別工事（EE-006）に付け替えた。

最終的に、G社は会計監査人Bから指摘を受けて、平成27年3月31日付で上記の不適切な工事原価の付け替えを取り消すとともに、失注した工事にかかる当該原価の返品処理を行った。

ウ 支払及び返金について

G社は、X社からの納品書に基づいて、平成26年10月10日に仕入計上を行った。また、G社は、平成26年10月7日の臨時支払申請書により、平成26年10月15日にX社に対し約束手形（決済日：平成27年2月10日）を振り出し、全額を支払った。

もともと、上記のとおり、G社は、会計監査人Bからの指摘により、平成27年3月31日付で返品処理を行っているため、本来であれば、G社はX社へ支払った代金を返還してもらう必要がある。

しかしながら、G社は、未だにX社から返金を受けていない。なお、後述の本件確認書においても、当該返品取引にかかる返金が未了である旨が記載されている。

エ 取引実態との相違について

当該設備機器の納品書には、宮脇と石川の検収印が押印されているが、両者は、実際には納品がないことを認識していた。また、上記のとおり、G社は、失注による当該工事原価の経理処理について、返品処理ではなく、あえて他の工番への工事原価の付け替えを行っている。その後、G社は、上記工事原価の付け替えを会計監査人Bから指摘され、平成27年3月31日付でようやく返品処理を行ったものの、結局、未だにX社からの返金はされていない。しかも、X社が会計監査人Aに対して平成29年5月12日付で回答した残高確認書には「残高0円」と記載されている。

以上からすれば、当該納品書についても、上記EE-006と同様に、X社に先行手配資金を支払う目的で作成されたものに過ぎず、納品及び返品の実体はないものと思われる。

オ 会計処理について

G社は、平成26年10月10日付納品書に基づき、X社に対し、同年10月15日に代金を支払った。その後、G社は、平成27年3月31日に返品処理を行い、X社に対する未収入金（返還請求）を計上している。なお、G社は、当該未収入金について、回収が困難であるとの認識のもとで、全額貸倒引当金を計上している。

しかしながら、上記のとおり納品及び返品の実体はないのであるから、G社はX社に支払った資金の用途を明確にした上で、実態に応じた適切な処理をすべきである。

③ EE-019の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

e社のG社に対する平成27年1月30日付工事注文書（工事場所を山梨県笛吹市御坂町地内、注文金額を1700万円（税込1836万円）とするもの）が存在するものの、両社間に工事請負契約書は存在しない。上記注文書には、工事名、工事場所、工期、金額、支払条件の記載はあるが、具体的な工事内容の記載はないことから、その詳細は確認できない。

また、G社の社内経理上は、X社に対して当該工事にかかる設備機器及び工事を1650万円（税込1782万円）で発注したことになる。ただし、G社の正式な注文書は、EE-006と同様の理由で発行されていない。

なお、e社は、X社の代表者であるB氏が平成27年1月21日に資本金1万円で設立し、出資額の全額を引き受けている合同会社であることから、両社は実質的には同一もしくはそれに類するものと考えられる。したがって、G社がe社から受注し、X社へ発注する当該取引にかかる商流は、仕入先と販売先が実質的に同一もしくはそれに類する取引であるといえる。

イ 納品及び検収について

G社は、当該工事に関し、X社からの設備機器の納品及び工事が平成27年3月31日に完了した旨を内容とする、X社の社印及び石川の検収印が押印されたG社指定納品書を保管している。

ウ 支払及び入金について

G社は、X社からの納品書に基づいて、平成27年3月31日に仕入計上を行い、平成27年7月15日にX社に対して代金の支払を行っている。

また、G社の社内経理上は、e社に対する（当該設備機器及び工事に

かかる) 売掛金を平成27年3月31日から概ね1年経過した平成28年3月18日に回収したことになる。

エ 取引実態との相違について

平成27年1月30日付のe社からの注文書及び平成27年3月31日付のX社からG社に対する納品書は、石川の依頼でA氏が作成したものであり、実際にはX社からG社への設備機器の納入及び工事は行われていない。なお、注文書には、e社の社印のほか、担当者印として「松村」の押印がなされているが、同社に「松村」という姓の人物は存在しない。

また、G社の社内経理上は、平成28年3月18日に「X社」から1782万円の入金があったことをもって、G社のe社に対する売掛金1782万円を回収したとして処理しているが、当該X社からの入金は、後述の本件確認書2におけるf社へ支払手付金のうち2000万円がG社に返金された際に、当該入金をf社からの入金ではなく、e社からの入金として経理処理をしたに過ぎない。

以上からすれば、当該設備機器の納品及び工事にかかるG社のX社に対する仕入取引並びにe社に対する売上取引の実在性はないものと思われる。

オ 会計処理について

G社は、X社からの平成27年3月31日付の納品書及びe社からの平成27年1月30日付の注文書に基づいて、売上高1700万円(税込1836万円)及び売上原価1650万円(税込1782万円)を計上している。

しかしながら、X社からの納品書及びe社からの注文書は、石川とA氏が通謀によって作成した実体のない納品書・注文書であり、当該取引の実在性はないものと思われるから、平成27年3月期における当該取引については、実態とは異なる会計処理が行われている。

なお、上記実体のない納品書によって平成27年7月15日にG社からX社に対して設備機器及び工事の対価として1650万円(税込1782万円)が支払われていることから、上記EE-006、007と同

様に、G社はX社に支払った資金の用途を明確にした上で、実態に応じた適切な処理をすべきである。

カ その他

G社が、当該工事にかかる支払として、平成27年7月15日付でX社へ振り出した手形1728万円は、X社からc社に裏書譲渡されている。同社とc社の取引等の実情が不明であることは上記のとおりである。

④ EE-020の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

e社のG社に対する平成27年1月21日付架台及びパネルの設置工事注文書（工事場所を山梨県甲州市塩山地内、注文金額を5億1000万円（税込5億5080万円）とするもの）が存在するものの、両者間に工事請負契約書は存在しない。上記注文書には、工事名、工事場所、工期、支払条件のみの記載しかなく、契約の詳細は確認できない。

また、G社の社内経理上は、X社に対して、当該工事にかかる太陽光パネルや架台等の一式を発注したことになっている。ただし、G社の正式な注文書は、EE-006と同様の理由で発行されていない。そして、EE-019と同様に、EE-020についても仕入先と販売先が実質的に同一ないしそれに類する取引といえる。

ちなみに、当該工事は、当初EE-012として、発注者（太陽光発電事業者）をg社として進めていた案件であった。しかしながら、G社が同社から工事を受注した後に、工事現場となる土地への地上権設定に関するトラブル等が生じたため、同社を発注者とする案件は一旦破談となってしまった。その後、上記地上権設定に関するトラブルが未解決のまま、G社は、上記工事現場と同一場所において、今度は発注者をe社とする工事を受注したとして、新たに工番EE-020を設定した。そのため、EE-020は、EE-012を引き継いだ工事であるとされている。

イ 納品及び検収について

G社は、当該工事に関し、X社から太陽光パネルをはじめとする設備部材一式の納品が平成27年3月31日になされた旨を内容とする、X

社の社印及び石川の検収印が押印されたG社指定納品書を保管している。ただし、G社は、これにつき、「実際には、仕入れた太陽光パネルはX社の仕入先である太陽光パネルメーカーのh社に預けてあった。」との説明をしている。

なお、当該工番に関して、G社がX社から仕入れたとされている在庫は、EE-012で手配した在庫のほか、EE-020への引継ぎ後に手配した在庫の合計であり、平成27年3月末時点において、G社がh社に預けているとされた在庫は、以下のとおりである。

工番	納品日	品名	金額（税込）
EE-012 (EE-020引継ぎ)	平成27年3月 22日	塩山パネル一式	61,789,925円 (66,733,149円)
EE-020	平成27年3月 31日	h社 モジュール一式	56,210,047円 (60,706,851円)

ウ 支払について

G社は、X社からの納品書に基づいて、仕入計上を行っているものの、代金については実際に太陽光パネルを現場に搬入した時点で支払う取り決めであるとして、平成28年6月20日に会計監査人Bからの指摘で返品処理を行うまで、上記太陽光パネル等にかかる代金をX社に対して支払っておらず、X社も仕入先であるh社に対して支払っていない。

エ 太陽光パネル等の返品経緯について

平成28年3月期における会計監査人Bによる会計監査によって、h社へ預けてあるはずの当該在庫が存在していないことが発覚した。

その後、G社は、会計監査人Bに対して、「当該工事は地権者とのトラブルが発生しており、未だに工事の進捗の目途が立たないことから、太陽光パネルの預け先であるh社からの提案で太陽光パネルを一旦h社へ返品することとなった。しかし、その際、h社に対して返品を承諾した石川は、社内返品処理の承認手続を失念しており、返品処理を各関係部署に連絡していなかったことから、結果として返品処理が漏れてしま

った。」などと要領を得ない説明をしている。

オ 取引実態との相違について

平成27年1月21日付のe社からG社への注文書及び平成27年3月31日付のX社からG社に対する納品書は、石川の依頼でX社A氏が作成したものであり、実際にはX社からG社への納品は行われておらず、X社からはh社へ太陽光パネルの発注も行われていない。

また、石川は、G社の既存事業の業績が振るわず、新規事業としての太陽光事業によって業績を回復させる期待がある中で、X社の納品書によって仕入を計上し、工事進行基準の適用によって利益を計上する意図があったことを認めている。

なお、石川は、当委員会に対し、「G社の実質的な販売先（発注者）はe社ではなく、今後の営業展開によって実質的な販売先（発注者）を探す予定であった。」「工事が始まっていない段階で太陽光発電施設の販売先（発注者＝太陽光発電事業者）を探すことは困難であることから、販売先を一旦e社として、将来の受注工事の下準備をして、おって、販売先（発注者）が見つかり、正式契約が成立した段階で、販売先（発注者）を切り替えて本格的に着工する予定であった。」等と説明している。

確かに、後述のEE-022については、当初発注者をe社で工事番号を登録した後、発注者をi社へ切り替えていることから、上記石川の説明も、G社における一般論としてはあり得るようにも思われるが、EE-020についてもそうであるかについては判然としない。

ちなみに、当委員会は、X社の発注先であるh社に対しても、G社またはX社との取引実績について、書面による照会を実施したが、回答は得られなかった。

これらに加え、一般的に、預け在庫については、仮に現場への搬入がない場合においても、買い手の都合で預けている場合には、代金の支払を行うことが通常であることからすれば、G社の現場への搬入がないことを理由に1年以上もh社が代金を未回収のまま在庫を預かっていたとするG社の説明は不自然である。

以上からすれば、当該太陽光パネルの納品にかかるG社のX社からの

仕入取引及び返品取引については、実在性はないものと思われる。

カ 会計処理について

G社は、当該工事に関して工事進行基準を適用し、平成27年3月31日までに発生している原価に基づいて売上高2億8103万円及び売上原価2億3870万円を平成27年3月期に計上している。

また、平成28年3月期において、会計監査人Bからの指摘によって、平成27年3月期に計上した売上高及び売上原価の返品取引として処理している。

しかしながら、上記のとおり、平成27年3月31日付の納品書に基づく仕入取引は実体がないものと思われるから、平成27年3月期に、当該仕入取引及び工事進行基準によって売上高及び売上原価を計上し、平成28年3月期に返品があったとして過年度に計上した売上高及び売上原価を取り消す会計処理は、実態を反映しておらず、実態に応じた適切な処理をすべきである。

⑤ EE-021の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

e社のG社に対する架台及びパネルの設置工事に関する平成27年1月26日付注文書（工事場所を青森県三戸郡南部町内、注文金額を5億3900万円（税込5億8212万円）とするもの）が存在するものの、両社間の工事請負契約書は存在しない。上記注文書には、工事名、工事場所、工期、支払条件のみの記載しかないことから、契約の詳細は確認できない。

また、G社の社内経理上は、X社に対して、当該工事にかかる太陽光パネルや架台等の一式を発注したことになっている。ただし、G社の正式な注文書は、EE-006と同様の理由で発行されていない。

そして、EE-021についても、仕入先と販売先が実質的に同一もしくはそれに類する取引であるといえる。

イ 発注、納品及び検収について

G社は、当該工事に関しX社から太陽光パネルをはじめとする設備部材一式の納品が平成27年3月31日になされた旨を内容とする、X社

の社印及び石川の検収印が押印されたG社指定納品書を保管している。ただし、G社は、これにつき、「実際には工事が進捗していないことから、仕入れた太陽光パネルはX社の仕入先であるh社に預けてある。」と説明している。

工番	納品日	品名	金額（税込）
EE-021	平成27年3月 31日	h社製 モジュール一式	217,000,000円 (234,360,000円)

ウ 支払について

G社は、X社からの納品書に基づいて、仕入計上は行っているものの、EE-020と同様に支払は行っていない。

エ 太陽光パネルの返品について

G社の説明によるとEE-020と同様の経緯により、返品処理が漏れていたとのことである。ただし、G社は、工事が中断している理由について、「東北電力から発電機の運転に関して一定の制約（発電機の力率を85%以下とするなど）がかけられたためである。」と説明している。

オ 取引実態との相違について

EE-020と同様に、当該太陽光パネルの納品にかかるG社のX社からの仕入取引及び返品取引について実在性はないものと思われる。

カ 会計処理について

G社は、当該工事に関して工事進行基準を適用し、平成27年3月31日までに発生している原価に基づいて売上高3億9032万円及び売上原価3億2200万円を平成27年3月期に計上している。

また、平成28年3月期においては、会計監査人Bからの指摘によって、X社から仕入れた当該在庫の返品処理を行うとともに、平成27年3月期に計上した売上高及び売上原価の返品処理をしている。

しかしながら、EE-020と同様に、平成27年3月31日付の納品書に基づく仕入取引は、そもそも実体がないものと思われるから、平

成 27 年 3 月期において売上高及び売上原価を一旦計上し、平成 28 年 3 月期に当該取引の返品をするという会計処理は実態を反映していない。

⑥ EE-022、EE-024の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

e 社の G 社に対する架台及びパネルの設置工事に関する平成 27 年 1 月 26 日付注文書（工事場所を青森県三戸郡階上町内、注文金額を 5 億 9000 万円（税込 6 億 3720 万円）とするもの）が存在するものの、両社間の工事請負契約書は存在しない。上記注文書には、工事名、工事場所、工期、支払条件のみの記載しかなく、契約の詳細は確認できない。

また、G 社の社内経理上は、X 社に対して、当該工事にかかる太陽光パネルや架台等の一式を発注したことになっている。ただし、G 社の正式な注文書は、EE-006 と同様の理由で発行されていない。

そして、EE-022 についても、仕入先と販売先が実質的に同一もしくはそれに類する取引であるといえる。

イ 発注、納品及び検収について

G 社は、当該工事に関し、X 社から太陽光パネルをはじめとする設備部材一式の納品が平成 27 年 3 月 31 日になされた旨を内容とする、X 社の社印及び石川の検収印が押印された G 社指定納品書を保管している。ただし、G 社は、これにつき、「実際には、仕入れた太陽光パネルは X 社の仕入先である太陽光パネルメーカー h 社に預けてあった。」と説明している。

工番	納品日	品名	金額（税込）
EE-022	平成 27 年 3 月	h 社製	291,000,000 円
EE-024	31 日	モジュール一式	(314,280,000 円)

ウ 支払について

G 社は、X 社からの納品書に基づいて、仕入計上を行っているものの、EE-020、EE-021 とは異なり、平成 27 年 7 月 22 日付臨時

支払申請書に基づき、平成27年7月24日にX社に対して支払を行っている。

エ 取引実態との相違について

EE-020、EE-021と同様に、G社のX社からの仕入取引については、実在性はないものと思われる。

X社は、平成27年3月31日にX社からh社製モジュール一式が納品されたとしていたが、実際は、平成27年7月24日にj社が、k社製の太陽光パネルを納品している。なお、G社は、j社の社印及び石川の検収印が押印された（納品書ではなく）入庫伝票を保管している。

なお、G社の社内経理上は、平成27年3月31日付でX社に対して仕入計上を行った一方で、実際の支払先はj社であることから、j社への支払をX社への支払として実態とは異なる経理処理を行っている。

オ 会計処理について

G社は、当該工事に関して工事進行基準を適用し、平成27年3月31日までに発生している原価に基づいて売上高4億5531万円及び売上原価4億100万円を平成27年3月期に計上している。

しかしながら、EE-020、021と同様の理由によって、平成27年3月31日付の納品書に基づく仕入取引は、そもそも実体がないものと思われるため、平成27年3月期において、仕入取引を計上するとともに工事進行基準の適用によって売上高及び売上原価を計上する会計処理は、実態を反映していない。

カ EE-022の発注者変更について

当該工番は、当初、G社において、e社を発注者として平成27年3月31日付で工番登録されていたが、平成27年7月1日付でi社と産業用太陽光発電システムに関する工事請負契約を締結したことから、発注者の変更登録が行われている。

G社とi社との工事請負契約書によると、工事場所は青森県三戸郡内、着工日は平成27年7月7日、完成日は同年11月30日、工事請負代金は5億5049万円（税込5億9453万円）とされており、当初のe社からの受注金額と比較して減額されている。

この点について、G社は、EE-022の受注金額の減額を補完する目的で、EE-022の案件をi社に変更すると同時に、e社からEE-022と同じ工事場所における架台及びパネルの設置工事を受注したという体裁をとり、注文金額6800万円（税込7344万円）とする平成27年7月6日付の実体のない注文書（EE-024）を再度X社から入手している。ただし、EE-024についても工事請負契約書は存在せず、上記注文書には、工事名、工事場所、工期、支払条件のみの記載しかないことから、契約の詳細は確認できない。

キ 主な関与者の関与態様と取引に関する認識について

石川は、自ら当該工事にかかる太陽光パネルの発注を行い、X社からの納品書及びj社からの入庫伝票の両方に自ら検収印を押印していることから、実際には、平成27年3月31日付のX社からの納品書が架空のものであることを認識していたと考えられる。

また、製造部工務課は、経理部に対して当該工事現場にX社の納品書とj社の入庫伝票が二重に存在していることの間い合わせをしているものの、AA氏は、X社の3月の納品書に対して支払はj社へ行う旨を回答している。

なお、作成者は不明であるが、石川、宮脇、AA氏ほかに宛てたG社の社内メモが存在し、そのメモには、「i社伝票処理の件」「この書類は処理完了後破棄してください。」「3月31日の納品書はX社から入っています。」「X社からj社へ支払をしていただきたい旨の書類を当社宛て発行してください。」等と記載されていたことから、G社役員らは、X社からの納品書が実体と異なることを認識していただけでなく、実際の納品が平成27年7月24日にj社から行われていることを組織的に隠蔽しようとしていたと考えられる。

⑦ EE-026の取引について

ア 契約の締結及びその内容について

G社は、1社との間で、平成27年8月10日付で土地造成工事請負契約を締結している。

G社と1社との請負契約書によると、両社間の取引は、工事場所を和

歌山県有田郡内、工期を平成28年7月末日、工事請負代金6億5200万円（税込7億0416万円）とし、G社が1社から土地造成工事を請け負うというものである。

また、G社の社内経理上は、X社に対してシートパイルを発注したことになる。ただし、G社の正式な注文書は、EE-006と同様の理由で発行されていない。

イ 発注、納品及び検収について

G社は、当該工事に関し、X社からのシートパイルの納品が平成27年11月13日になされた旨を内容とする、X社の社印及び樋田の検収印が押印されたG社指定納品書を保管している。

工番	納品日	品名	金額（税込）
EE-026	平成27年11月13日	シートパイル機材購入品	30,900,000円 (33,372,000円)

ウ 支払について

G社は、平成27年8月25日付の臨時支払申請書によって平成27年8月26日にX社に対して約束手形を振り出し、全額の支払を行っている。ただし、G社は、平成27年11月13日付のX社からの納品書に基づき、X社に対する仕入債務を計上している。

エ 取引実態との相違について

上記シートパイルは、使用実績が確認できず、納品事実はなかった可能性が高い。

また、当該仕入に対応する支払として振り出されている約束手形3337万2000円（決済期日：平成27年12月20日）については、X社を経由して何らかの支出に充てられていると推察されるが、その内容は判然としない。

オ 会計処理について

G社は、X社からの平成27年11月13日付の納品書に基づいて、3090万円（税込3337万円）をEE-026の工事原価として計

上している。

しかしながら、上記X社からの納品書の実在性はないものと思われるから、平成27年3月期における当該取引にかかる工事原価の計上及び当該工事原価の発生に伴う工事売上高の計上は不適切である。

そして、上記実体のない納品書によって平成27年8月26日にG社からX社に対して設備機器及び工事の対価として3090万円（税込3337万円）が支払われているものと思われるから、G社はX社に支払った資金の用途を明確にした上で、実態に応じた適切な処理をすべきである。

(3) G社のX社への振出手形を利用した資金調達スキーム（G社への還流パターン）

ア 上記のとおり、G社による太陽光事業への進出は、当初から暗礁に乗り上げ、業績の回復どころか、資金繰りを悪化させる要因となっていた。

G社は、日々の資金繰りに窮する中で、「仕入代金の支払とは全く無関係に自社の手形をX社へ振り出し、X社において金融機関等で当該手形を割引いて現金化してもらい、その現金をG社へ戻してもらえれば、手元資金の補充になり、資金繰りが改善するのではないか。」と考えるようになった。そして、ここでも長瀬及び石川が中心となり、X社を通じて、自社の手形を現金化し、自社へ還流させることで資金融通を図り、自社の資金繰りを賄うようになった（以下、「《資金調達・G社還流パターン》」という。後述チャート②→③→④→⑤-1のフロー。）。かかる手法は、いわゆる融通手形といわれる資金調達であり、ここでのX社の役割は、正に「金融」そのものといえる。

この点、融通手形の発行自体は直ちに違法となるものではないが、G社の会計処理上は、G社がX社から何らかの仕入を行い、その仕入代金の支払のために手形を振り出したこととされており、仮装仕入が計上されていた点で極めて問題である。

イ また、G社は、X社以外に、j社及びm社への振出手形を利用し、X社のケースと同様の《資金調達・G社還流パターン》を実施していた。これは、G社が振り出す約束手形について、X社単独の割引限度額を超

えていたため、X社の懇意にしていた他社に、X社同様の役割を担わせていたものと思われる。この点、詳細は、後述のとおりである。

ウ さらに、G社は、上記平成27年3月31日付の仮装売上に関し、売掛金が長期にわたり回収されていない状況を放置すると仮装売上が発覚する危険性があることを危惧し、何らかの方法で売掛金の入金の手続きを済ませることを企図した。

そして、G社は、《資金調達・G社還流パターン》を応用し、自社からX社へ手形を振り出して同社に現金化させ、その現金を同社からG社へ振り込ませた上、かかる入金を上記仮装売上の売掛金の入金があったとして、仮装売上の発覚を回避しようとした。

以下、具体的なケースで分析する。

《資金調達・G社還流パターンにあたる工番について》

上記のとおり、G社は、X社からの仕入取引の支払という通常の商取引を装い、G社からX社などに振り出している約束手形を、X社等が金融機関等で割引くなどして現金化し、G社に還流させていた。

しかしながら、本件取引は、商取引ではなく実態に即して金融取引として会計処理をすべきである。

なお、これらにあたる工番は、以下のとおりである。

工番	仕入先	仕入計上日 (前渡金)	手形振出日	実体のない仕入金額 (税込)	X社からの入金額
EE-027	m社	H28/3/10	H28/3/10	22,239,095円	60,000,000円
EE-028	m社	H28/3/10	H28/3/10	21,522,495円	
EE-029	m社	H28/3/10	H28/3/10	8,165,831円	
EE-030	m社	H28/3/10	H28/3/10	14,904,059円	

EE-034	X社	H28/3/18	H28/3/17	59,800,000円	50,000,000円
	j社	H28/3/15	H28/3/15	80,000,000円	79,200,000円
EE-020	j社	H28/4/18	H28/4/18	52,500,000円	50,000,000円
EE-604	X社	H28/4/27	H28/4/25	212,000,000円	290,000,000円
EE-605	X社	H28/4/27	H28/4/25	100,000,000円	
EE-035	X社	H28/7/14	H28/7/14	50,000,000円	44,000,000円
EE-604	X社	ジャンプ	H28/7/25	230,000,000円	ジャンプ
EE-035	X社	H28/7/26	H28/7/26	40,000,000円	35,000,000円

① EE-027、028、029、030に関する資金の流れについて

G社は、m社から入手した平成28年3月9日付の架空の納品書について、石川及び樋田が検収印を押印し、実体のない仕入債務を計上するとともに、同日付で石川が臨時支払申請書を作成し、長瀬、樋田、宮脇及びAA氏の承認のもとで、平成28年3月10日に約束手形4枚計6683万1480円（決済期日：平成28年7月10日）を発行している。

その後、m社は、当該手形を金融機関で割り引き、一定の手数料を控除した残額をX社へ振り込み、X社はm社から振り込まれた金額の一部の6000万円を平成28年3月14日付でG社に振り込んでいるとのことである。ただし、m社からX社へ振り込まれた金額は不明である。

なお、G社は、X社の名義で入金された当該金額については、EE-024に関するe社からの売上入金として処理している。

② EE-034に関する資金の流れについて

G社は、j社から入手した平成28年3月15日付の架空の納品書に

対して、石川及び樋田が検収印を押印し、実体のない仕入債務を計上するとともに、同日付で石川が臨時支払申請書を作成し、長瀬、樋田、宮脇及びA A氏の承認のもとで、平成28年3月15日に支払手形計8000万円（決済期日：平成28年4月20日）を発行している。

その後、j社は、一定の手数料を控除した残額をX社へ振り込み、X社はj社から振り込まれた金額の一部の7920万円を平成28年3月18日付でG社に振り込んでいる。

なお、G社は、X社の名義で入金された当該金額については、e社からEE-020、EE-024にかかる入金及びEE-007にかかる過払金の返還として処理している。

また、G社は、X社から入手した平成28年3月17日付の架空の納品書に対して、石川、樋田及び宮脇が検収印を押印し、実体のない仕入債務を計上するとともに、同日付で石川が臨時支払申請書を作成し、長瀬、樋田、宮脇及びA A氏の承認のもとで、平成28年3月17日に支払手形5980万円（決済期日：平成28年7月20日）を発行している。

その後、X社は、当該手形を金融機関で割り引くなどして資金化し、一定の手数料を控除した上、G社に対し、平成28年3月22日付で2000万円、同年3月30日付で1000万円、同年3月31日付で2000万円と3回に分けて計5000万円を振り込んでいる。

なお、G社は、X社の名義で入金された当該金額については、e社からEE-020にかかる入金として処理している。

G社がX社に発行した約束手形の一部がc社及びA氏に裏書譲渡されていることについては上記のとおりである。

③ EE-020に関する資金の流れについて

G社は、j社から入手した平成28年4月18日付の架空の納品書に対して、石川及び樋田が検収印を押印し、実体のない仕入債務を計上するとともに、同日付で石川が臨時支払申請書を作成し、長瀬、樋田、宮脇及びA A氏の承認のもとで、平成28年4月18日に支払手形計5250万円（決済期日：平成28年5月20日）を発行している。

その後、j社は、一定の手数料を控除した残額をX社へ振り込み、X社はj社から振り込まれた金額のうち、一定の手数料を控除した金額として5000万円を平成28年4月19日付でG社に振り込んでいる。

なお、G社は、X社の名義で入金された当該金額については、e社からのEE-020にかかる入金として処理している。

④ EE-604、605に関する資金の流れについて

G社は、X社から入手した平成28年4月22日付の架空の納品書に対して、石川及び樋田が検収印を押印し、実体のない仕入債務を計上するとともに、同年4月26日付で石川が臨時支払申請書を作成し、樋田、宮脇及びAA氏の承認のもとで、平成28年4月25日に支払手形3億1200万円（決済期日：1億1200万円は平成28年6月30日、2億円は平成28年7月31日）を発行している。

その後、X社は、当該手形をn社で割り引き、X社はn社から振り込まれた金額のうち一定の手数料を控除した金額として平成28年4月28日に1億円を、平成28年5月19日に1億9000円と2回に分けて計2億9000万円をG社に振り込んでいる。

なお、G社は、X社の名義で入金された当該金額については、e社からのEE-020、021にかかる入金として処理している。

また、上記2億円の手形については、平成28年7月25日にジャンプしており、決済期日を同年8月31日とするとともに、決済期日を同年8月15日とする手形1000万円、同年8月31日とする手形2000万円の2枚計3000万円の手形を振り出している。

⑤ EE-035に関する資金の流れについて

G社は、e社への前渡金の支払として平成28年7月25日付で石川が臨時支払申請書を作成し、同年7月14日付で支払手形5000万円（決済期日：同年8月15日）、同年7月26日付で支払手形4000万円（決済期日：同年8月25日）を発行している。なお、同年7月14日付の支払手形の発行は、事後の臨時支払申請となっている。

その後、X社は、当該手形をo社で割り引き、X社はo社から振り込まれた金額のうち一定の手数料を控除した金額として平成28年7月1

9日付で4400万円、同年7月27日付で3500万円をG社に振り込んでいる。

なお、G社は、X社の名義で入金された当該金額については、e社からEE-012（e社）にかかる過払金の返還金及びEE-604にかかる入金として処理している。

エ 上記のとおり、X社は、G社が振り出した手形を銀行割引等にて現金化して同社へ還流させるなど、正に金融機能を果たしていたものである。そして、X社は、かかる金融機能の対価として、G社から高額の手数料を得ていたものと思われる。これは、いわば手形貸付による金利と評価し得る可能性がある。

そこで、当委員会において、X社に対し、同社がG社から得た手数料の詳細を明らかにするよう求めたが、X社は回答に応じようとしなかった。そのため、X社がG社から得た実際の手数料の詳細は判然としない。もっとも、当委員会において、次のとおりサンプルを用い、仮定ではあるが、X社の得ていた可能性のある手数料額のシミュレートを試みた。

【サンプルA】

(ア) 当委員会が認定した事実

G社は、平成28年3月17日にX社へ5980万円の手形を振り出し（支払期日は同年7月20日）、その後、X社において銀行割引にて現金化した上、同年3月22日、30日及び31日にかけて、G社へ5000万円が振り込まれた。

(イ) 分析

X社が手形割引を実施した際の銀行割引率は不明だが、仮に年利3%、5%、10%と仮定すると、X社は次のような手数料（利息）を得ていた可能性がある（分析の便宜上、支払サイトを4か月として算定した）。

本件は、手数料（利息）を銀行から受領した金額からあらかじめ控除し、G社に入金していることから、利息を天引きしている消費貸借契約として理解し得る。したがって、その際の元金はG社の受領金額

として計算されるべきである（利息制限法第2条、出資法第5条の4第2項）。

そうすると、算出方法は、「【G社がX社へ振り出した手形の額面金額（＝a円）】－【G社がX社へ還流させた金額（＝b円）】－【X社が銀行に支払った推定割引料】」（＝c円）をX社手数料（利息）と捉え、「c円×（12か月÷支払サイト）÷（b）円」でX社手数料の年利を換算した。例えば、case1については、「5980万円－5000万円－59万8000円」×3（12か月÷4か月）÷5000万円＝年利約55.2％と算定した。

・case1（割引率年利3％の場合）

銀行割引手数料 約59万8000円

X社手数料 約920万2000円

→ 5000万円に対して年利約55.2％

・case2（割引率年利5％の場合）

銀行割引手数料 約99万7000円

X社手数料 約880万3000円

→ 5000万円に対して年利約52.8％

・case3（割引率年利10％の場合）

銀行割引手数料 約199万3000円

X社手数料 約780万7000円

→ 5000万円に対して年利46.8％

【サンプルB】

(ア) 当委員会が認定した事実

G社は、平成28年7月14日にX社へ5000万円の手形を振り出し（支払期日は同年8月15日）、その後、X社において銀行割引にて現金化した上、同年7月19日にG社へ4400万円が振り込まれた。

(イ) 分析

X社の銀行割引率は不明だが、仮に年利3％、5％、10％年と仮定すると、X社は次のような手数料を得ていた可能性がある（分析の便宜上、支払サイトを1か月として算定した。）。

- ・ c a s e 4 (割引率年利3%の場合)
 - 銀行割引手数料 約12万5000円
 - X社手数料 約587万5000円
 - 4400万円に対して年利約160.2%
- ・ c a s e 5 (割引率年利5%の場合)
 - 銀行割引手数料 約20万8000円
 - X社手数料 約579万2000円
 - 4400万円に対して年利約157.9%
- ・ c a s e 6 (割引率年利10%の場合)
 - 銀行割引手数料 約41万7000円
 - X社手数料 約558万3000円
 - 4400万円に対して年利約152.2%

なお、サンプルA、Bともに、本件をX社のG社に対する利息天引きの方法による貸付とみた場合、X社が銀行に支払った手形割引の手数はX社の資金調達的手段に過ぎず、X社の負担で行うべきであって、上記の利息計算において控除すべきではないとの考え方も十分に成り立ちうるころではある。しかしながら、本件スキームでは、X社が手形割引を行うことは、G社も当然にその前提としていたと考えられることから、上記の計算方法を採用した。

このように、X社の手数料が、金利と評価し得る場合には、それらは利息制限法ないし出資法違反を構成する可能性が高い。その場合、G社はX社に対し、いわゆる過払金返還請求等をなし得る。

(4) G社のX社への振出手形を利用した資金調達スキーム（G社への非還流パターン）

ア G社は、X社への振出手形の現金化による資金調達スキームについて、上記《資金調達・G社還流パターン》のように、現金化した資金を自社に還流させる方法に加え、G社のX社への振出手形を現金化したものをG社へ還流させずに、X社よりG社が指示した適宜の支払先へ直接支払わせる方法も用いていた（以下、「《資金調達・非還流パターン》」という。後述チャート②→③→④→⑤-2のフロー。）。

当委員会は、G社に対し《資金調達・非還流パターン》の詳細を明らかにするよう求めたが、結局、G社からは明確な回答はなかった。そのため、①G社がX社へ振り出した手形のうち、具体的にどの部分が《資金調達・非還流パターン》であるか、②G社がX社へ振り出した手形が最終的にいかなる支払等に充てられたかは判然としない。しかしながら、X社の当委員会への説明及び当委員会がX社から入手した銀行振込票等を分析したところ、X社は、G社から受け取った約束手形を原資にし、次の一覧表記載のような支払を行っており、少なくとも同一一覧表記載の分については、《資金調達・非還流パターン》の可能性が高い。

したがって、本件取引については、資金使途を明らかにした上で、実態に即してG社の費用等として適切に会計処理すべきである。

イ 以下、補足説明を加える。

① E C C社について

G社は、X社に対して手形を振り出した上で、X社を通じて、E C C社に対し、合計4500万円を送金している（「当委員会がX社から入手した振込票一覧」No. 1、2、10）。

E C C社は、G社の関連会社で産業廃棄物処理等を業とするものであり、G社がE C C社への送金を企図した趣旨は判然としないが、長瀬は、当該金銭をE C C社から受領し、それをG社として表に出せない金員の支払に充てた旨を述べている。なお、E C C社の帳簿上は、X社からの借入金（4500万円）が計上されている。

② f社、p社について

G社は、X社に対して手形を振り出した上、X社を通じて、f社、p社に対し、送金を実施しており（「当委員会がX社から入手した振込票一覧」No. 1、2、10）、G社がX社を通じて太陽光事業等の先行手配工事等の費用を支払った可能性がある。

この点、当委員会から上記2社に対して照会を行ったところ、いずれもG社との太陽光事業関連の取引先であり、同社より先発手配工事等の費用の支払を受けたことがある旨の回答を得ている。

③ q社、r社、s社、t社

G社は、X社を通じて、上記会社に対し、何らかの支払を行った可能性はあるが、詳細は判然としない。

④ a 社

G 社のガスエンジン事業の取引先である。

G 社は、田中が中心となり、a 社との間で、ガスエンジン開発事業に関する取引を行っていた。これは、G 社において、太陽光事業同様、期待の新事業であった。その後、G 社と a 社との間でトラブルが生じ、G 社の社内において a 社への支払を一旦凍結することとなった。

もともと、田中は、a 社への支払を凍結することで、上記ガスエンジン開発事業が完全に頓挫することをおそれ、何とか a 社への支払を継続することを企図した。田中は、従前より、G 社が X 社を通じて資金調達を行っていたことを了知していたため、a 社についても《資金調達・非還流パターン》を活用することを決意し、G 社は、X 社を通じて、a 社に対し、合計 3 0 0 0 万円を送金している（「当委員会が X 社から入手した振込票一覧」No. 1 5、1 6）。

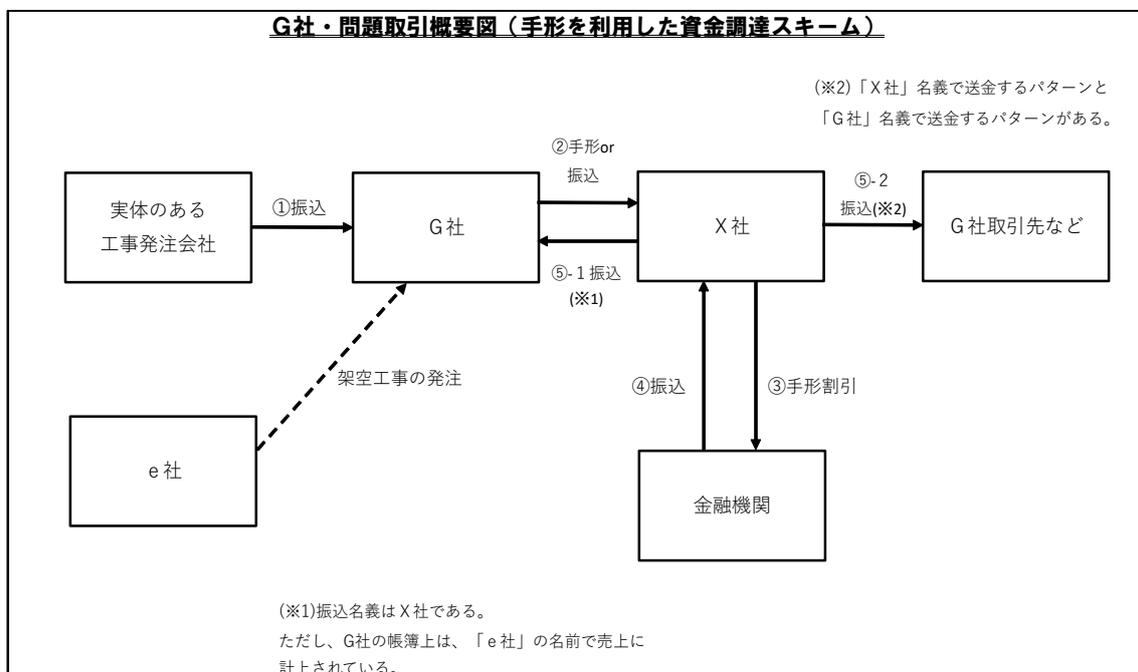
<当委員会が X 社から入手した振込票一覧>

No.	振込日	振込名義	振込先	金額（円）	備考
1	H27.7.9	※	E C C 社	10,000,000	
2	H27.8.6	※	E C C 社	30,000,000	
3	H27.8.6	※	q 社	11,704,435	No. 3からNo. 5の合計 33,804,435円であ り、後述の「確認書 2」第1項の金額と 一致
4	H27.8.14	※	q 社	8,600,000	
5	H27.9.29	※	q 社	13,500,000	
6	H27.7.30	G 社	f 社	23,500,000	後述の「確認書 2」 第 2 項の金額と一致
7	H27.12.28	※	p 社	10,799,352	No. 7からNo. 8の合計 18,228,704円であ り、後述の「確認書 2」第 3 項の金額と 概ね一致（差額1,29 6円は振込手数料分 の可能性あり）
8	H27.12.28	※	p 社	7,429,352	

9	H28. 1. 7	※	r 社	22, 240, 000	後述の「確認書 2」 第 4 項の金額と一致
10	H28. 4. 13	※	E C C 社	5, 000, 000	
11	H28. 5. 26	X 社	t 社	18, 923, 674	
12	H28. 6. 1	G 社	s 社	10, 800, 000	
13	H28. 6. 28	X 社	t 社	102, 688, 560	
14	H28. 9. 1	X 社	t 社	117, 064, 958	
15	H28. 5. 31	G 社	a 社	20, 000, 000	No. 15からNo. 16の合 計30, 000, 000円であ り、後述の「確認書 2」第 6 項の金額と 一致
16	H28. 5. 31	G 社	a 社	10, 000, 000	
合計				422, 250, 331	

なお、(※)については、ネットバンクを利用したものと思われ、正確な振込名義が確認できなかった。

< G 社・問題取引概要図 >



(5) G社とX社との取引の状況及び分析

ア 上記のとおり、X社は、G社との取引において、商社的機能や金融機能を果たしていた。その上で、G社とX社との平成26年7月から平成28年9月までの間の手形振出、振込による入出金状況を整理したところ、次頁以降の一覧表のような分析ができた。

イ 同一覧表には、時期、G社からX社への送金額、G社からj社ないしN社への送金額、その種類（手形か振込か）、手形の裏書の状況、G社における社内処理、X社の当委員会への説明、当委員会の認定等を整理して記載した。

X社関連の入出金に関する第三者委員会の分析

No.	日付	G社から X社へ送金	G社から j社ないしm社 へ送金	X社から G社へ入金	種類	X社の第三者委員 会への説明	G社における社内処理			G社振出手形の 裏書	G社振出手形 決済日	第三者委員会の認定
							工事番号	客先	G社提供の資料上の 資金使途			
1	2014/7/25	¥12,000,000			銀行振込	仕入支払	EE012	g社	EPC権利取得	-	-	当初は正常取引であったと思われる。その後、EE012は頓挫し、EE020に引き継がれたが、同工事も開始されず、現在に至っている。
2	2014/10/15	¥20,000,000			手形	仕入支払	EE007	d社	太陽光モジュール1式 接続箱、集電箱等1式	-	2015/02/10	①仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの工事の先行手配資金等に充てられた可能性があるが、詳細は不明である。 ②X社とG社との間の「確認書」1の第3項の金額(27,918,000円)と一致する。
3	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
4	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
5	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
6	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
7	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
8	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
9	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
10	2014/10/15	¥918,000			手形	仕入支払						
11	2014/12/10	¥69,896,736			銀行振込	仕入支払						
12	2014/12/10	¥10,000,000			手形	回答なし	EE006			c社 F氏	2015/4/10	不明
13	2015/2/2	¥2,534,976			銀行振込	仙台太陽光工事費	EE008	a a社	蓄電池設置工事 配線接続工事	-	-	正常取引であると思われる。
14	2015/2/17	¥41,039,244			銀行振込	仕入支払	EE006	b社	溝辺パネル	-	-	正常取引であると思われる。
15	2015/2/17	¥30,000,000			手形	仕入支払	EE006					
16	2015/2/17	¥9,600,000			手形	仕入支払	EE006					
17	2015/3/16	¥2,535,084			銀行振込	仙台太陽光工事費	EE008	a a社	配線接続工事	-	-	正常取引であると思われる。
18	2015/3/24	¥50,000,000			手形	仕入支払	EE006	b社	溝辺パネル	h社	2015/4/30	正常取引であると思われる。
19	2015/3/24	¥50,000,000			手形	仕入支払	EE006					
20	2015/3/24	¥20,000,000			手形	仕入支払	EE006					
21	2015/3/24	¥30,000,000			手形	仕入支払	EE012	g社	塩山パネル	h社	2015/7/31	①仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。 ②X社とG社との間の「確認書」1の第1項の金額(66,733,149円)の一部(5000万円)であると思われる。
22	2015/3/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
23	2015/3/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
24	2015/3/24	¥5,000,000			手形	仕入支払	EE006	b社	溝辺パネル(追加)	A氏	2015/4/30	不明
25	2015/3/24	¥2,484,270			手形	仕入支払						
26	2015/6/15	¥10,000,000			手形	仕入支払	EE022	i社	太陽光パネル用 セル代金	-	2015/10/10	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
27	2015/6/15	¥5,000,000			手形	仕入支払						
28	2015/6/15	¥1,200,000			手形	仕入支払						
29	2015/7/15	¥65,270			銀行振込	旅費						
30	2015/7/15	¥10,000,000			手形	仕入支払	EE019	e社	設備機器及び工事	c社 F氏	2015/11/10	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの工事の先行手配資金に充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
31	2015/7/15	¥5,000,000			手形	仕入支払						
32	2015/7/15	¥2,820,000			手形	仕入支払						

33	2015/7/24	¥4,499,244		銀行振込	仕入支払	EE022	i 社	架台	-	2015/11/20	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
34	2015/7/24	¥10,000,000		手形	仕入支払						
35	2015/7/24	¥10,000,000		手形	仕入支払						
36	2015/7/24	¥10,000,000		手形	仕入支払						
37	2015/7/24	¥10,000,000		手形	仕入支払						
38	2015/7/24	¥4,100,000		手形	仕入支払	EE022	i 社	h社製モジュール255w フリッカ補償装置	不明	2015/11/20	No.39からNo.45は、G社がj社へ手形を振り出している。G社の社内経理処理では、G社はX社に支払っていることになっているが、実際の手形はG社からj社に振り出されている。 なお、当委員会は、約束手形の写しを取引金融機関へ依頼したものの、調査期間中には確認できなかったため、約束手形の流通経路は確認できていない。
39	2015/7/24	¥69,368,228		銀行振込	不明						
40	2015/7/24	¥40,000,000		手形	不明						
41	2015/7/24	¥40,000,000		手形	不明						
42	2015/7/24	¥40,000,000		手形	不明						
43	2015/7/24	¥40,000,000		手形	不明						
44	2015/7/24	¥13,000,000		手形	不明						
45	2015/7/24	¥9,000,000		手形	不明						
46	2015/8/17	¥1,526,364		銀行振込	仙台太陽光工事費	EE008	a a 社	蓄電池設置工事 配線接続工事 現地盤改修工事	-	-	正常取引であると思われる。
47	2015/8/26	¥10,000,000		手形	仕入支払	EE026	l 社	シートバイル機材購入品	30M	2015/12/20	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
48	2015/8/26	¥10,000,000		手形	仕入支払						
49	2015/8/26	¥10,000,000		手形	仕入支払						
50	2015/8/26	¥3,000,000		手形	仕入支払						
51	2015/8/26	¥372,000		手形	仕入支払						
52	2015/10/20	¥349,244		銀行振込	旅費	EE022	i 社	モジュール不足分追加	-	-	不明
53	2015/10/22	¥5,831,244		銀行振込	仙台太陽光工事費	EE008	a a 社	追加電気工事	-	-	正常取引であると思われる。
54	2015/11/10	¥50,000,000		手形	不明	EE022	i 社	SVG制御装置	-	2015/3/10	No.39からNo.45と同様にG社の社内経理処理では、G社はX社に支払っていることになっているが、実際の手形はG社からj社に振り出されている。
55	2015/11/10	¥2,282,800		手形	不明						
56	2015/12/11	¥10,000,000		手形	割引	EE025	u 社	深溝太陽光発電所 電気工事	-	2016/4/4	正常取引であると思われる。
57	2015/12/11	¥10,000,000		手形	割引						
58	2015/12/11	¥10,000,000		手形	割引						
59	2015/12/11	¥10,000,000		手形	仕入支払						
60	2015/12/11	¥5,000,000		手形	仕入支払						
61	2015/12/11	¥5,000,000		手形	仕入支払						
62	2015/12/21	¥10,000,000		手形	仕入支払	EE027	j 社	架台、杭手付 吉見町第1	c 社 F 氏 10M	2016/4/20	正常取引であると思われる。 なお、c社の稼働実態は判然としなが、同社の会社登記上は、「平成27年12月15日、会社法第472条第1項の規定により解散」とされている。
63	2015/12/21	¥10,000,000		手形	割引						
64	2015/12/21	¥952,000		手形	割引						
65	2015/12/21	¥10,000,000		手形	割引	EE028	j 社	架台、杭手付 吉見町第2	-	2016/4/20	正常取引であると思われる。
66	2015/12/21	¥10,000,000		手形	割引						
67	2015/12/21	¥952,000		手形	割引	EE029	j 社	架台、杭手付 東松山	-	2016/4/20	正常取引であると思われる。
68	2015/12/21	¥10,000,000		手形	割引						
69	2015/12/21	¥10,000,000		手形	割引						
70	2015/12/21	¥952,000		手形	割引	EE025	u 社	深溝太陽光発電所 電気工事	-	-	正常取引であると思われる。
71	2015/12/25	¥10,800,000		銀行振込	仕入支払						
72	2016/1/7	¥17,800,000		銀行振込	仕入支払	EE025	u 社	深溝太陽光発電所 電気工事	-	-	正常取引であると思われる。
73	2016/1/15	¥140,445		銀行振込	旅費	EE022	i 社	陸揚げ費	-	-	不明

74	2016/3/10		¥22,239,095		手形	不明	EE027	j社	太陽光発電機器費 (吉見町第一)			2016/7/10	G社がm社へ手形を振り出し、m社が手形割引を行って、X社を経由してG社に資金還流している。
75	2016/3/10		¥21,522,495		手形	不明	EE028	j社	太陽光発電機器費 (吉見町第二)	-			
76	2016/3/10		¥8,165,831		手形	不明	EE029	j社	太陽光発電機器費 (東松山)				
77	2016/3/10		¥14,904,059		手形	不明	EE030	j社	太陽光発電機器費 (熊谷板井)				
78	2016/3/14			¥60,000,000	銀行振込	手形分戻し							No.74から77の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流である。60,000,000円は、EE-024の回収として社内処理している。
79	2016/3/15		¥80,000,000		手形	不明	EE034	b社	大松沢パネル SECJ-6P-255W	-		2016/4/20	G社がj社へ手形を振り出し、j社が手形割引を行って、X社を経由してG社に資金還流している。
80	2016/3/17	¥10,000,000			手形	割引	EE034	b社	架台、杭 キュービクル一式	c社 F氏 10M	-	2016/7/20	G社がX社へ手形7枚計59,800,000円を振り出し、X社が手形割引を行って、G社に資金還流している。 なお、c社の稼働状態は判断としないが、同社の会社登記上は、「平成27年12月15日、会社法第472条第1項の規定により解散」とされている。
81	2016/3/17	¥10,000,000			手形	割引							
82	2016/3/17	¥10,000,000			手形	割引							
83	2016/3/17	¥10,000,000			手形	割引							
84	2016/3/17	¥10,000,000			手形	割引							
85	2016/3/17	¥5,000,000			手形	割引							
86	2016/3/17	¥4,800,000			手形	割引							
87	2016/3/18			¥3,726,468	銀行振込	回答なし							①No.79の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流である。 ②No.87、88は、d社案件にかかる過払金の返還として社内処理しようとした形跡がある。 ③No.89は、EE-024にかかる入金として社内処理している。 ④No.90は、EE-020にかかる入金として社内処理している。 ①No.80から86の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流である。 ②No.91から93は、EE-020にかかる入金として社内処理している。
88	2016/3/18			¥27,918,000	銀行振込	回答なし							
89	2016/3/18			¥13,440,000	銀行振込	回答なし							
90	2016/3/18			¥34,115,532	銀行振込	回答なし							
91	2016/3/22			¥20,000,000	銀行振込	回答なし							
92	2016/3/30			¥10,000,000	銀行振込	回答なし							
93	2016/3/31			¥20,000,000	銀行振込	手形分戻し							
94	2016/4/18		¥52,500,000		手形		EE020	e社	甲州市太陽光発電所 架台及び基礎	-		2016/5/20	G社がj社へ手形を振り出し、j社が手形割引を行って、X社を経由してG社に資金還流している。
95	2016/4/19			¥5,000,000	銀行振込	回答なし							①No.94の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流である。 ②No.95から96は、EE-020にかかる入金として社内処理している。
96	2016/4/19			¥45,000,000	銀行振込	手形分戻し							
97	2016/4/25	¥10,000,000			手形	割引	EE604	e社	パネル・パワコン ・キュービクル 手配分	n社		2016/6/30	G社がX社へ手形を振り出し、X社が手形割引を行ってG社に資金還流している。
98	2016/4/25	¥2,000,000			手形	割引							
99	2016/4/25	¥100,000,000			手形	裏書							
100	2016/4/25	¥100,000,000			手形	裏書							
101	2016/4/25	¥100,000,000			手形	裏書	EE605	e社	パネル・パワコン ・キュービクル 手配分	n社		2016/6/30	
102	2016/4/26	¥6,000,000			銀行振込	千代田管財に振込	EE605	e社		-	-	-	

103	2016/4/28			¥100,000,000	銀行振込	回答なし					①No.97から102の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流である。 ②No.103は、EE-020にかかる入金として社内処理している。 ③No.104は、EE-021にかかる入金として社内処理している。		
104	2016/5/19			¥190,000,000	銀行振込	回答なし							
105	2016/5/23	¥20,000,000			手形	割引	EE601	c c 社	パネル (前渡金)	-	2016/9/20	正常取引であると思われる。	
106	2016/5/23	¥20,000,000			手形	割引							
107	2016/5/23	¥20,000,000			手形	割引	EE602	d d 社	パネル (前渡金)	-	2016/9/20	正常取引であると思われる。	
108	2016/5/23	¥10,000,000			手形	割引							
109	2016/6/27	¥107,648,524			銀行振込	仕入支払	EE601	c c 社	パネル (前渡金)	-	-	正常取引であると思われる。	
110	2016/7/11	¥9,447,368			銀行振込	回答なし	EE602	d d 社	パネル (前渡金)	-	-	正常取引であると思われる。	
111	2016/7/11	¥11,559,196			銀行振込	仕入支払	EE603	d d 社	パネル (残金)	-	-	正常取引であると思われる。	
112	2016/7/14	¥30,000,000			手形	ECC貸付分	EE035	e 社	太陽光機器手配 (前渡金)	-	2016/8/12	仕入実体がない可能性が高い。G社からX社へ振り出された手形は、現金化された後、X社のECC社への貸付金原資に充てられた可能性がある。	
113	2016/7/14	¥10,000,000			手形	ECC貸付分							
114	2016/7/14	¥5,000,000			手形	ECC貸付分							
115	2016/7/14	¥2,000,000			手形	ECC貸付分							
116	2016/7/14	¥50,000,000			手形	回答なし	EE035	e 社	太陽光機器手配	o 社	2016/8/15	G社がX社へ手形を振り出し、X社が手形割引を行ってG社に資金還流している。	
117	2016/7/19			¥44,000,000	銀行振込	手形分戻し					①No.116の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流である。 ②e社案件 (EE-012) にかかる過払金の返還として社内処理しようとした形跡がある。		
118	2016/7/25	¥100,000,000			手形	裏書	EE605	e 社	パネル (前渡金)	n 社	2016/8/31	おそらく手形ジャンプであると思われる。	
119	2016/7/25	¥100,000,000			手形	裏書	EE605		パネル (前渡金)	n 社	2016/8/31		
120	2016/7/25	¥10,000,000			手形	手数料	EE605		パネル (前渡金)	H氏	2016/8/15		
121	2016/7/25	¥20,000,000			手形	裏書	EE605		パネル (前渡金)	n 社	2016/8/31		
122	2016/7/26	¥40,000,000			手形	裏書	EE605	e 社	パネル (前渡金)	o 社	2016/8/25	G社がX社へ手形を振り出し、X社が手形割引を行ってG社に資金還流している。	
123	2016/7/27			¥12,266,851	銀行振込	手形分戻し					①No.122の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流であると思われる。EE-604の回収として社内処理している。 ②No.123から124は、G社口座へX社から12,000,000円の振込がある。また、G社口座に23,000,000円の預け入れがあるが、これはX社が現金をG社へ交付した可能性があるが、詳細は不明である。		
124	2016/7/27			¥22,733,149	銀行振込	回答なし					①No.122の《資金調達・G社還流パターン》の資金還流であると思われる。 ②e社案件 (EE-012) にかかる過払金の返還として社内処理しようとした形跡がある。 ③上記②同様である。		
125	2016/8/1			¥10,000,000	銀行振込	手形分戻し					G社が振り出した手形の資金還流の可能性があるが、振出時期、振出先、金額等は不明である。		
126	2016/9/1	¥109,128,600			銀行振込	仕入支払	EE601	c c 社	パネル (前渡金)	-	-	不明	
127	2016/9/1	¥5,322,716			銀行振込	回答なし	EE602	d d 社		-	-		
128	2016/9/1	¥5,609,756			銀行振込	回答なし	EE602	d d 社		-	-		
		¥1,711,884,281	¥199,331,480	¥618,200,000									

ウ その上で、上記一覧表の中から、正常取引と思われるもの及び《資金調達・G社還流パターン》を除いたものを、次の一覧に整理した。

この一覧に記載されたG社から流出した資金（手形による流出分・4億4890万6281円+振込による流出分・6683万1480円-資金還流分・1000万円=合計5億573万7761円）の用途は不明であるが、仮に、上記「当委員会がX社から入手した振込票一覧」記載の資金（4億2225万331円）に充てられていたとしても、その差額である8348万7430円の用途は、なお不明である。

抜粋・X社関連の入出金に関する第三者委員会の分析

No.	日付	G社から X社へ送金	G社から j社ないしm社 へ送金	X社から G社へ入金	種類	X社の第三者委員 会への説明	G社における社内処理			G社振出手形の 裏書	G社振出手形 決済日	第三者委員会の認定
							工事番号	客先	G社提供の資料上の 資金使途			
2	2014/10/15	¥20,000,000			手形	仕入支払	EE007	d社	太陽光モジュール1式 接続箱、集電箱等1式	-	2015/02/10	①仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの工事の先行手配資金等に充てられた可能性があるが、詳細は不明である。 ②X社とG社との間の「確認書」1の第3項の金額(27,918,000円)と一致する。
3	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
4	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
5	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
6	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
7	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
8	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
9	2014/10/15	¥1,000,000			手形	仕入支払						
10	2014/10/15	¥918,000			手形	仕入支払						
11	2014/12/10	¥69,896,736			銀行振込	仕入支払						
12	2014/12/10	¥10,000,000			手形	回答なし	EE006			c社 F氏	2015/4/10	不明
21	2015/3/24	¥30,000,000			手形	仕入支払	EE012	g社	塩山パネル	i社	2015/7/31	①仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。 ②X社とG社との間の「確認書」1の第1項の金額(66,733,149円)の一部(5000万円)であると思われる。
22	2015/3/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
23	2015/3/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
24	2015/3/24	¥5,000,000			手形	仕入支払	EE006	b社	溝辺パネル(追加)	A氏	2015/4/30	不明
25	2015/3/24	¥2,484,270			手形	仕入支払						
26	2015/6/15	¥10,000,000			手形	仕入支払	EE022	i社	太陽光パネル用 セル代金	-	2015/10/10	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
27	2015/6/15	¥5,000,000			手形	仕入支払						
28	2015/6/15	¥1,200,000			手形	仕入支払						
29	2015/7/15	¥65,270			銀行振込	旅費	EE006	b社	i社 パネル3枚追加分	-	-	不明
30	2015/7/15	¥10,000,000			手形	仕入支払	EE019	e社	設備機器及び工事	c社 F氏	2015/11/10	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの工事の先行手配資金に充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
31	2015/7/15	¥5,000,000			手形	仕入支払						
32	2015/7/15	¥2,820,000			手形	仕入支払						
33	2015/7/24	¥4,499,244			銀行振込	仕入支払	EE022	i社	架台	-	2015/11/20	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
34	2015/7/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
35	2015/7/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
36	2015/7/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
37	2015/7/24	¥10,000,000			手形	仕入支払						
38	2015/7/24	¥4,100,000			手形	仕入支払						

39	2015/7/24		¥69,368,228		銀行振込	不明	EE022	i 社	h 社製モジュール255w フリッカ補償装置	不明	2015/11/20	No.39からNo.45は、G社がj社へ手形を振り出している。G社の社内経理処理では、G社はX社に支払っていることになっているが、実際の手形はG社からj社に振り出されている。 なお、当委員会は、約束手形の写しを取引金融機関へ依頼したものの、調査期間中には確認できなかったため、約束手形の流通経過は確認できていない。	
40	2015/7/24		¥40,000,000		手形	不明							
41	2015/7/24		¥40,000,000		手形	不明							
42	2015/7/24		¥40,000,000		手形	不明							
43	2015/7/24		¥40,000,000		手形	不明							
44	2015/7/24		¥13,000,000		手形	不明							
45	2015/7/24		¥9,000,000		手形	不明							
47	2015/8/26	¥10,000,000			手形	仕入支払	EE026	l 社	シートパイル機材購入品	-	30M	2015/12/20	仕入実体がない可能性がある。G社からX社へ振り出された手形は、何らかの支払いに充てられた可能性があるが、詳細は不明である。
48	2015/8/26	¥10,000,000			手形	仕入支払							
49	2015/8/26	¥10,000,000			手形	仕入支払							
50	2015/8/26	¥3,000,000			手形	仕入支払							
51	2015/8/26	¥372,000			手形	仕入支払							
52	2015/10/20	¥349,244			銀行振込	旅費	EE022	i 社	モジュール不足分追加	-	-	-	不明
54	2015/11/10		¥50,000,000		手形	不明	EE022	i 社	SVG制御装置	-	-	2015/3/10	No.39からNo.45と同様にG社の社内経理処理では、G社はX社に支払っていることになっているが、実際の手形はG社からj社に振り出されている。
55	2015/11/10		¥2,282,800		手形	不明							
73	2016/1/15	¥140,445			銀行振込	旅費	EE022	i 社	陸揚げ費	-	-	-	不明
74	2016/3/10		¥22,239,095		手形	不明	EE027	j 社	太陽光発電機器費 (吉見町第一)	-	-	2016/7/10	G社がm社へ手形を振り出し、m社が手形割引を行って、X社を経由してG社に資金還流している。
75	2016/3/10		¥21,522,495		手形	不明	EE028	j 社	太陽光発電機器費 (吉見町第二)				
76	2016/3/10		¥8,165,831		手形	不明	EE029	j 社	太陽光発電機器費 (東松山)				
77	2016/3/10		¥14,904,059		手形	不明	EE030	j 社	太陽光発電機器費 (熊谷板井)				
112	2016/7/14	¥30,000,000			手形	ECC貸付分	EE035	e 社	太陽光機器手配 (前渡金)	-	-	2016/8/12	仕入実体がない可能性が高い。G社からX社へ振り出された手形は、現金化された後、X社のECC社への貸付金原資に充てられた可能性がある。
113	2016/7/14	¥10,000,000			手形	ECC貸付分							
114	2016/7/14	¥5,000,000			手形	ECC貸付分							
115	2016/7/14	¥2,000,000			手形	ECC貸付分							
125	2016/8/1			¥10,000,000	銀行振込	手形戻し							G社が振り出した手形の資金還流の可能性はあるが、振出時期、振出先、金額等は不明である。
126	2016/9/1	¥109,128,600			銀行振込	仕入支払	EE601	c c 社	パネル (前渡金)	-	-	-	不明
127	2016/9/1	¥5,322,716			銀行振込	回答なし	EE602	d d 社		-	-	-	
128	2016/9/1	¥5,609,756			銀行振込	回答なし	EE602	d d 社		-	-	-	
		¥448,906,281	¥66,831,480	¥10,000,000									

5 G社とX社との間で取り交わされた2通の確認書

(1) 2通の確認書の調査の必要性

ア G社とX社との間においては、上記のとおり2通の確認書が作成されている。

その内容は、いずれもX社がG社に対して債務を負っていることを確認する内容となっている。しかしながら、これらはいずれも不自然ないし不合理と思われる内容を含んでおり、その作成の経緯において、何らかの不正ないし不適切な処理の意図があった可能性があるものと思料されたことから、当委員会において、その作成経緯を調査した。

イ これらの確認書は2通あるが、いずれも作成日付が平成28年11月8日付のA4判用紙1枚の書面である。

そのうち1通は、G社とX社のみで作成されており、X社がG社に対し、平成29年1月末日までに1億4153万1149円を返還する旨が記載されている（以下、「本件確認書1」という。）。

もう1通は、G社とX社に加え、G社の取締役である石川個人も加えて作成されており、X社がG社に対し、平成29年1月末日までに1億4718万3331円を返還する旨が記載され、この債務について石川が連帯して責任を負う旨が記載されている（以下、「本件確認書2」という。また、本件確認書1及び本件確認書2をあわせて「本件確認書1及び2」もしくは単に「本件確認書」という。）。

【本件確認書2の記載内容】

確 認 書

平成28年11月8日

G社（以下、甲という。）とX社（以下、乙という。）と石川歩（以下、丙という。）は、下記の事項について確認した。

下記1.～6.については、乙が各支払先に対して支払を行い、その原資については甲が乙に支払ったことになっているが、当該債務は乙の債務であり、乙が自らの資金にて支払うべきものであることから、乙は当該支払代金を甲に返還する。

なお、当該債務の支払については、甲の関与なく丙の単独指示のもと乙が支払先に対して支払った事から丙はその債務を乙の債務に対して連帯責任を負うこととする。

支払先	金額
1. q社	33,804,435円
2. f社	23,500,000円
3. p社	18,230,000円
4. r社	22,240,000円
5. t社	19,408,896円
6. a社	30,000,000円
合計	147,183,331円

上記総額147,183,331円については、乙は甲に平成29年1月末日までに支払う。

甲・乙はその証として本「確認書」を3通作成し、甲・乙・丙各1通宛所持する。

甲 岐阜県不破郡垂井町表佐58-2
G社
代表取締役 長瀬隆雄

乙

丙

石川 歩

(2) 本件確認書の作成の経緯

本件確認書が作成された経緯は、以下のとおりである。

ア 平成28年10月28日頃、会計監査人Aが、G社に対し、X社関係の太陽光事業等に関する取引に関し、仕掛及び前渡金の合計額と、前受金との差額が大きすぎるなど、G社とX社との間の取引に不明瞭な点があると指摘した上で、その解明を求めた。

これを受けて、G社は、同年11月1日にX社を訪問して説明を受ける等して両社間の入出金の内容を確認したところ、以下の問題が発覚した。

- ① 両社間での入出金の名目についての認識に大きく齟齬があること
- ② G社がX社に支払った金員の一部が他社への支払に充てられており、さらにその一部がG社の名義を使って送金されていたこと
- ③ ②の処理がG社の石川の指示によりなされていたこと

イ 上記の問題の発覚後、会計監査人Aは、G社に対し、問題を解明し、それに対して何らかの手当てをしなければ、会計処理を適切に進めることができず、第2四半期の決算について監査意見を表明することができないなどと指摘した。

それを受けて、G社内において、石川に説明を求めるなどの社内調査を続行しつつ、平成28年11月5日開催の取締役会において、本件の問題について検討し、①G社がX社に支払った金員の一部が石川の指示により他社への支払に充てられていたこと、②X社に対する返品処理をした取引に関する返金を求めるべきであることなどを理由とし、両社間の債権債務について明確にするために本件確認書を作成して取り交わすことを議決した。

なお、石川は、本取締役会を欠席していた。石川から長瀬に対して辞任の打診があったものの、「太陽光事業の整理をするなどの責任を果たすべきである。」との長瀬の意見に他の取締役も賛同した。

ウ G社は、会計監査人Aと協議の上、本件確認書の原案を用意し、これをX社に提示し、G社の長瀬、田中及び石川がX社を訪れ、その作成に協力するよう要求した。

X社は、約2億9000万円の債務を認める内容の本件確認書の作成には、当初慎重な姿勢であったが、G社としては、「本件確認書の作成がなければ、決算ができなくなる。」という危機感から、何としても作成するべく、主に石川を通じてX社に強く要請した。

エ 他方、石川は、下記の記載のあるX社宛ての平成28年11月10日付書面（以下、「石川証言書」という。）を作成し、神田公証役場で同日付の確定日付を得た上でX社に提供した。

なお、東京支店長としての記名部分はゴム印であり、その横に支店長印が押印されている。個人名義の署名部分は手書きであり、個人のものと思われる押印がなされている。

【石川証言書の記載内容】

X社

代表取締役 B 様

前略お世話になります。11月8日付添付確認書2枚に関して弊社から貴社に対する債務は弊社の事情により作成し捺印をお願いしたものであり実際の債務が無い事を証言致します。

平成28年11月10日

東京都中央区日本橋3丁目8番16号

ぶよおビル8階

G社東京支店

支店長 石川 歩



石川 歩

内 容： ██████████ (C氏) → ██████████ (D氏) →私の伝言
です。最終的には、石川さんが個人的に弁済するという弁
明があれば、落とし所とできる、とのこと。

(3) 本件確認書の作成後の事情

ア 上記のとおり、本件確認書によるX社の支払期限はいずれも平成29年1月末日とされているが、その支払を待つことなく、作成された直後である第2四半期の決算処理において、その全額の貸倒引当金が計上されている。

その後現在に至るまで、G社は、X社及び石川に対し、本件確認書記載の債権の回収について具体的な動きをしていない。

もともと、上記のとおり、石川証言書が作成されており、当然、X社には支払う意向は存せず、平成29年4月に会計監査人Aより発送された残高確認に対し、債務の認識がない旨の回答をしている。

イ 他方、平成29年1月19日、AA氏が石川及び長瀬に対し、「確認書について、今後も含め経過報告、どうするのか・このまま放置する事は出来ません 明日からの監査で必ず確認が入ります。」との記載内容を含む電子メールを送信（他の取締役にも同時送信）した。

これに対し、同日、石川より、長瀬宛て（他の取締役及びAA氏に同時送信）の電子メールにて、X社代表取締役であるB氏に意向を確認したところ、本件確認書は、G社の決算に関して債務超過の問題を解決するためという長瀬の強い要請に応じて作成した架空のものであり、これを表に出すならば、G社の株主の立場で粉飾決算に伴う株主代表訴訟を起こす旨の回答を得た旨、及び、石川としてもX社と同じ認識であり、本件確認書を表に出すならば、長瀬及び田中から本件確認書の作成の要請を受けた内容のメールを公表する旨の回答をしている。

また、同日、X社から、本件確認書の作成にあたり、長瀬より「債務超過が膨らみ問題になるので確認書に捺印して戻してくれないか。そうしないと監査法人に決算書に印をもらえない。大変なことになってしまう」という説明があったこと、その際、X社のA氏が「それは粉飾決算に加担するものですか？」と質問するも、長瀬らは明確な回答をしな

ったこと、（本件確認書を表に出すならば）X社がG社の株主としての立場で法的処置を検討すること等が記載された電子メールがG社の長瀬をはじめとするG社役員らに送信された。

ウ これらの電子メールのやり取りを受け、G社の社外取締役である馬淵が本件確認書を含むX社との問題に対して早急な対応が必要と考え、同月19日、長瀬、田中及び石川に対して、本件確認書に関する事情の説明を求める内容の電子メールを送った。また、馬淵は、監査役及び社外監査役に対し、電子メールにて、本件確認書をめぐるX社とのやり取りについて調査を尽くすよう依頼した。

なお、馬淵は、確認書の作成が議決された平成28年11月5日開催の取締役会には、議事録上出席していることとなっているが、実際には出席していない。

また、馬淵は、内部調査委員会により、本件確認書を含むG社内の問題の調査を行った。それにより一定の成果を上げたものの、G社内関係者の十分な協力を得られなかったことなどから、実態の解明には至らず、第三者委員会による調査の実施を提言するに至っている。

(4) 本件確認書1の記載内容について

本件確認書1においては、X社がG社に対して1億4153万1149円を平成29年1月末日までに返還することとされ、その債務の内訳としては1から4の事項が記載されている。これら4つの項目について、以下に論ずる。

① 項目1（山梨県甲州市 パネル代金）について

これは、上記太陽光事業の取引である工番EE-012の事業に関する仕入として処理されている「塩山パネル」の返品に関するものであり、上記のとおり仕入実体がない可能性が高い。

X社の平成27年3月22日付納品書では、66,733,149円の「塩山パネル」が納品されたとして、検収者欄に宮脇の押印がなされている。

上記納品に対して、平成27年3月24日、G社は、X社に対し、手形（3枚）により50,000,000円を支払っている（上記「X社

関連の入出金に関する第三者委員会の分析」No. 21から23)。

また、平成28年3月31日付納品書(返品処理用のもの)には、上記納品の返品処理の旨の記載がなされており、検収者欄に石川の押印がなされ、同欄外に樋田の押印がある。

したがって、本件確認書1において、上記返品による返金として処理するのであれば、債務が上記支払額である5000万円である旨を確認するはずである。ところが、本件確認書1では、66,733,149円の債務を確認することとなっており、整合していない。

他方で、G社の経理部は、会計監査人Aに対し、「次のX社からの支払により、上記返品分の代金の全額が返金済である。」との説明をしていたようであるが、この点も本件確認書の記載と矛盾するものである。

(X社からの支払)

i 平成28年7月19日

44,000,000円(上記No.117)

ii 平成28年7月27日

22,733,149円(上記No.124)

合計 66,733,149円

このように、上記i及びiiのX社からの支払について、G社内で返品処理による返金があったとの処理をしようと試みた形跡があるが、実際にはかかる処理は行わず、資金調達スキームを利用して架空の売掛金の入金として処理している。

以上から、本来は5000万円の返金について確認すべきであり、本項目は実態を反映していない。

なお、X社からは、上記iについて、G社からX社に振り出した手形分の戻しであるとの回答があり、上記iiについては回答が得られていない。

② 項目2(溝辺パソコン屋外盤)について

これは、上記太陽光事業取引である工番EE-006の事業に関する仕入として処理されている「溝辺パソコン用屋外盤 2200万×0.5」の返品に関するものであり、実体のない架空の仕入である。

X社による平成26年12月1日付納品書では、11,880,000円の「溝辺パソコン用屋外盤 2200万×0.5」が納品されたことになっており、検収者欄に宮脇の押印がなされている。

上記納品に対し、平成26年12月10日に同額の支払がなされている（上記No. 11）。

平成27年3月31日付納品書（返品処理用のもの）には、上記納品の返品処理の旨の記載がなされており、検収者欄に宮脇のものと思われる押印がなされている。

本項目は、上記11,880,000円の返金をするという意味では、その内容に誤りはない。

この点、G社では、平成28年3月18日に、上記返品処理に基づく返金の一部として、3,726,468円の支払を受けた処理をしようと試みた形跡があるが、結局、かかる処理はなされず、資金調達スキームの一環の中で架空の売掛金の入金として処理がなされている（上記No. 87）。

なお、X社からは上記返金の理由について回答が得られていない。

③ 項目3（d社）について

これは、上記太陽光発電事業取引である工番EE-007の事業に関する仕入として処理されている「d社 中野 250kw用 太陽光モジュール及び接続箱・集電箱等」の返品に関するものであり、これも架空の仕入である。

X社の平成26年10月2日付納品書には、27,918,000円の「d社 中野 250kw用 太陽光モジュール及び接続箱・集電箱等」が納品され、検収者欄に宮脇の押印がなされ、同欄外に石川の押印もなされている。

この納品処理に対して、平成26年10月15日に約束手形（9枚）により支払われている（上記No. 2から10）。

他方、平成27年3月31日付納品書（返品処理用のもの）には、上記納品の返品処理の旨の記載がなされており、検収者欄に宮脇の押印がなされている。

上記の納品処理が架空であったか否かにかかわらず、27,918,000円を返金する債務を確認した点では、本件確認書の記載に誤りはない。

この点、G社では、X社より上記返品処理に基づいて平成28年3月18日に27,918,000円の返金があったとの処理をしようと試みた形跡があるが、結局、かかる処理はなされず、資金調達スキームの一環の中で架空の売掛金の入金として処理がなされている（上記No.88）。

なお、X社からは、上記返金の理由について回答が得られていない。

④ 項目4（貸付金）について

本項目は、G社からX社に対する貸付金があったことを前提とする記載であるが、契約日付や理由などは不明であり、また、それを根拠付ける契約書等の書類は存在しない。

なお、X社から、G社の関連会社であるECC社に対し、次のとおり、4500万円の支払がなされている。

（X社からECC社への支払）

- i 平成27年7月9日 10,000,000円
- ii 平成27年8月6日 30,000,000円
- iii 平成28年4月13日 5,000,000円

ECC社では上記入金を、X社からの借入金として計上し、現在も帳簿上4500万円が残存している。

ところが、X社は、ECC社に対する上記貸金の返済として、約1年後の平成28年7月14日にG社から4700万円の資金提供を受け（上記No.112から115）、ECC社に対する貸金分は回収済みであると説明している。これが3社合意の下で実行されたものであったとすれば、この点に関するG社とX社との債権債務は存在しないこととなるが、G社は上記No.47から51のX社への手形がECC社に対する上記3000万円の貸付金の原資であると判断し、この点が二重払いであるとして、上記本件確認書の記載となったようである。なお、本件確認書の金額が3000万円ではなく、3500万円となっている

経緯は不明である。

この点についての実態は判然としないが、3社間の合意書等は存在せず、ECC社の帳簿上もX社への借入金が残存していることからすれば、本件確認書の記載によって、処理が終了しているとは評価できない。

なお、X社との面談結果を会計監査人Aに報告した際のAA氏の電子メールには、次のような記載がある。

「過去にECCへ貸した分(30,000,000 10,000,000 5,000,000)について、GOHから47,000,000を受入した」

「5,000,000については、元々郷鉄工所から流れた資金でECCへ貸して、再度郷鉄工所から受入となり、返金をお互いに認識した」

「30,000,000は和歌山の案件でGから[REDACTED] (X社)へ支払をした分が、ECCに流れている よって、この30,000,000も元はGから資金が流れているので、[REDACTED] (X社)から返して貰う必要あり」

(5) 本件確認書2の記載内容について

ア 本件確認書2においては、G社、X社及び石川の間で、X社がG社に対して1億4718万3331円を平成29年1月末日までに返還すること及び石川がX社の債務を保証することが確認されている。

また、その返還理由について、X社の他社に対する債務の支払についてG社が負担したためである旨及びその支払がG社が関与することなく、石川がX社に指示していたためである旨が記載されている。

なお、本調査において、上記6社に対して、上記支払に関する事実関係を問い合わせたところ、f社及びp社から回答が得られたが、その他の4社からは回答が得られなかった。

イ 本件確認書2の債務の内訳として記載されている6社に対する支払について、以下に述べる。

① q社(支払金額33,804,435円)

(ア) 同社は、本店所在地が[REDACTED]、

平成22年7月20日に設立された会社である。エネルギー、資源、環境技術その他先端技術に関する調査等を業務とする会社であり、太陽光事業のコンサルタントを行っている。

- (イ) X社とq社間の平成27年8月1日付契約発注書によれば、G社とu社の工事請負契約に関し、X社がq社に対し、平成27年8月10日から同年9月30日までの間、滋賀県高島市新旭町深溝字西釜における「①測量・設計 ②調査・近隣対策」に関する作業を委託する内容の契約となっている。また、その報酬及び費用の支払については、以下のとおり取り決められている。

第一回	契約時	11,704,435円 (税込)
第二回	完了時	27,310,349円 (税込)
	合計	39,014,784円 (税込)

なお、特別な費用は別途協議する。

- (ウ) また、q社から、次の請求書iないしivのとおり、X社に対し、合計40,690,253円の請求書が発せられている。

(請求書i)

請求日付：平成27年10月22日（支払期限平成27年10月30日）

請求金額：429,084円

請求名目： ██████████ 産廃廃棄物処理費 (██████████)

(請求書ii)

請求日付：平成27年10月22日（支払期限平成27年10月30日）

請求金額：2,150,820円

請求名目： ██████████ フェンス仕様変更分50% (██████████)

(請求書iii)

請求日付：平成27年10月22日（支払期限平成27年12月25日）

請求金額：27,310,349円

請求名目： ██████████ 工事請負代金 (70%)

それによれば、f社は、自社で事業化を進めていた

における太陽光発電事業（EE-034に関するもの）を、G社に4000万円で事業譲渡している。平成27年7月29日付で作成された契約書は、同社代表社員であるv社の職務執行者であるE氏とG社の石川の名義でなされている。石川の署名については、もともと東京支店長の樋田の記名がなされていた部分を訂正し、常務取締役新規事業開発本部長の肩書を記した石川の署名がなされ、同役職の押印がなされている。

(ウ) 同社からG社に対して次の請求書i及びiiが発行されている。

(請求書i)

請求日付：平成27年7月29日

請求金額：20,000,000円

請求名目： 権利譲渡費用の半金

(請求書ii)

請求日付：平成27年7月29日

請求金額：3,500,000円

請求名目： 土地譲渡費用手付金

(エ) X社は、G社名義で、平成27年7月30日付同社に2350万円を振り込んでいるが、そのうち2000万円が上記事業譲渡の手付金であり、350万円は、事業計画地の所有者2名へ支払う土地売買代金の手付金（各175万円）とされている。

なお、上記事業は他の会社が開発を行うこととなり、f社は手付金2000万円を平成28年3月18日にG社に返金している。

(オ) f社とG社は契約関係にあり、G社が契約の当事者として、f社に対し、上記支払をする立場にあるところ、X社を介して支払っているだけであり、その支払についてX社がG社に返金をする理由は全くない。

また、上記のとおり、2000万円分についてはすでにf社からG社に対する返金があり、これをX社からの返金額に含めることは、

二重にG社が返金を受けることとなり、説明が付かない。

③ p社（支払金額18,230,000円）

(ア) 同社は、本店所在地が[]であり、平成27年10月15日に設立された会社である。建築、土木、電気工事や、再生可能エネルギーによる発電に係る設備の設置、運用及び保守管理等を業務とする会社である。

(イ) 上記のとおり、p社からは、当委員会からの照会に対して回答がなされた。

それによれば、同社は、事業主をw社とする太陽光事業につき、G社を元請、q社を一次下請とする工事の二次下請として関与していた。これらの契約関係にX社は関与していない。

(ウ) ただし、p社からX社に対する以下の請求書が発行されている。

請求日付：平成27年12月15日

請求金額：18,230,000円

請求名目：[] EPC工事代金

(エ) X社は、平成27年12月28日に2回に分けて合計18,228,704円（手数料648円の2回分を請求額から差し引いた金額）を振り込んでいる。

契約関係もないX社から代金が支払われていることに関して、p社の説明によれば、石川は、同社がG社の業者口座登録がないのでX社より入金すると伝えていたとのことである。

(オ) この支払も、f社の場合と同様に、G社が支払うべきものを、単にX社を介して支払ったものと評価できるので、X社がG社に返金する理由はない。

④ r社（支払金額22,240,000円）

(ア) 同社は、本店所在地が[]であり、平成17年11月9日に設立された会社であり、経営コンサルティング、企業への出資及び融資業務、不動産の売買・仲介及び賃貸管理等を業務としている。

(イ) 同社からは、X社宛てに以下の内容の請求書が発行されている。

なお、もともと宛名はq社と印字されていたが、これが手書きでX社に修正されている。

請求日付：平成27年12月25日

請求金額：22,240,000円

請求名目：コンサルティング契約代として（第2回）

- (ウ) X社は、平成28年1月8日付で同額を現金で振り込んでいる。
- (エ) かかるX社からr社への支払に関しては、これが本来G社の支払うべき債務をX社の名義を借りて支払わせたものであれば、返還の必要はない。

また、X社の支払うべき債務であったとしても、G社→X社→r社という商流が存在しているのであれば、同商流に沿って、G社がX社に、X社がr社に支払われているに過ぎず、返還を求めるのは不合理である。

仮に、商流が存在しないにもかかわらず、G社からX社へ流れた資金で支払われていたとしても、G社とX社とでは、上記のような資金のやり取りが多数行われていることから、最終的には、両社間の全体の清算の中で返済の要否が判断されるべきであり、この支払のみを取り上げて返還を求めることには、合理性が認められない。

⑤ t社（支払金額 19,408,896円）

- (ア) 同社は、本店所在地が[REDACTED]であり、平成18年11月1日に設立された会社である。同社は、太陽光発電、その他新エネルギーにかかる機器、設備の開発、製造、販売及び輸出入、新エネルギーにかかるリサーチ及びコンサルティング並びに電気工事等を業務とする会社である。

- (イ) 同社からは、X社宛てに以下の内容の請求書が発行されている。

請求日付：平成28年5月23日

請求金額：18,923,674円

請求名目：太陽電池モジュール260W（多結晶）CS6P-2
60P-CO2 864枚（単価20,280円）

- (ウ) X社は、平成28年5月26日付で同額をX社名義で現金で振り

込んでいる。なお、振込金額と本件確認書 2 記載の金額とは異なっているが、その理由は不明である。

- (エ) かかる X 社から t 社への支払に関しては、これが本来 G 社の支払うべき債務を X 社の名義を借りて支払わせたものであれば、返還の必要はない。

また、X 社の支払うべき債務であったとしても、G 社→X 社→t 社という商流が存在しているのであれば、同商流に沿って、G 社が X 社に、X 社が t 社に支払われているに過ぎず、返還を求めるのは不合理である。

仮に、商流が存在しないにもかかわらず、G 社から X 社へ流れた資金で支払われていたとしても、G 社と X 社とでは、上記のような資金のやり取りが多数行われていることから、最終的には、両社間の全体の清算の中で返済の要否が判断されるべきであり、この支払のみを取り上げて返還を求めることには合理性が認められない。

⑥ a 社（支払金額 30,000,000 円）

- (ア) 同社は、本店所在地が [REDACTED] であり、昭和 55 年 6 月 27 日に設立された会社である。上記のとおり、ガスエンジン事業を手掛ける会社であり、G 社と直接の取引関係があり、同社に対する支払は、G 社がなすべきものである。

- (イ) X 社による G 社名義での振込により、以下のとおり合計 3000 万円が支払われている。

平成 28 年 5 月 23 日 10,000,000 円

平成 28 年 5 月 31 日 20,000,000 円

- (ウ) 本項目は、太陽光発電事業とは関係がなく、X 社は、単に G 社の支払を代わって行っていたに過ぎず、X 社が G 社に返金する理由は全くない。

(6) 本件確認書が作成された経緯に対する評価

ア 本件確認書 1 記載の 4 つの各項目については、X 社から G 社が返金を受けることとした処理が合理的なものとはいえないことは上記のとおりである。

加えて、返品処理は本件確認書1に記載されているもの以外にもあるところ、それらが記載されておらず、項目1ないし3のみが手当てされている理由について明確な説明はなされていない。

イ 本件確認書2記載の6社への支払についても、X社がG社に返金する合理的な理由がないことは上記のとおりである。

他方で、これらの6社に対する支払は、何ら利益を生み出しておらず、単に支払った分が損失となっており、それ自体も問題である。

ウ 本件確認書が作成されたのは、上記のとおり、G社とX社との間の資金調達スキームにより、G社から多額の金員がX社に流れていたところ、平成29年3月期第2四半期における監査を通すために、会計監査人Aに指摘された事項について、場当たりの取り繕うためであって、G社とX社との間の不明瞭な資金のやり取りを清算するべく網羅的に作成されたものではない。

会計監査人Aに指摘された時点で、X社との資金の出入りについて、すべてを明らかにした上で、実態にあわせて適切な会計処理及び資金の清算を行うこともできたはずであるが、同社はそれを行わなかった。

それどころか、石川において石川証言書を作成する等してまで、X社に本件確認書の作成に応じさせている。

このように、本件確認書は、会計監査人Aの指摘をかわすことが念頭に置かれたその場凌ぎのものに過ぎず、G社の隠蔽体質が象徴的に表れているものといえる。

なお、X社及び石川は、本件確認書は虚偽の内容の書面であり、法的に無効であると主張しているが、仮に、本件確認書の効力が否定されたとしても、X社のG社に対する債務が否定されるものではない。

第7 Y社案件について

1 Y社案件の概要

- (1) Y社案件とは、平成28年に行われたG社とY社との不動産売買契約について、不適切な処理がなされているのではないかとして、内部調査委員会から指摘を受けた案件をいう。

当時社長の長瀬及び当時専務の田中両名の主導により、平成28年3月期の決算において予想されていた債務超過及び営業赤字を解消する目的で、平成28年3月29日に作成したとされる、Y社所有の兵庫県西宮市所在の土地（以下、「本件不動産」という。）をG社が4億円で購入するという締結日欄空欄の売買契約書が存在し（以下、「第1取引」という。）、同日、G社は手付金として、Y社宛ての2000万円の約束手形を振り出している。

同じく、同日に作成された、G社が本件不動産をZ社に18億円で売却するという締結日欄空欄の売買契約書が存在する（以下、「第2取引」という。）。

- (2) 第1取引及び第2取引（以下、第1取引及び第2取引をあわせて「本件取引」という。）のいずれの取引も契約書を作成しただけで、その後、契約の実行には至っていない。

また、G社がY社に対し、手付金として支払ったとされる2000万円は、現時点まで返金がなされていない。

本件取引は、いずれも、Y社及びZ社から委任を受けていないいわゆる不動産ブローカーと思われる複数名の紹介者（以下、「紹介者ら」という。）を通じて行われた取引である。

これら紹介者らは、Y社及びZ社の契約締結権限を有しておらず、本件取引はいずれも無効な取引であった。

長瀬及び田中が、本件取引当時、紹介者らに契約締結権限がなく、本件取引が無効であることまで認識していたか否かについては判然としない。

- (3) しかしながら、後述するとおり、不動産取引を行うにあたり通常なされるべき調査や手続が全く行われておらず、第1取引、第2取引のいずれの取引についても実現可能性がほぼない取引であること、平成28年3月2

9日に駆け込み的に契約書が作成されていること、G社において本件取引を実行に移す動きがないこと等からすれば、長瀬及び田中は、本件取引の実体について着目することなく、実現可能性がないもしくは極めて低い取引であることを認識しながら、平成28年3月期の売上として計上することを主たる目的として本件取引を行ったものといえる。

そのような取引を決算上計上しようとしたことは、本件取引の計上が粉飾決算となる可能性があることを認識し、もしくは容易に認識し得たにもかかわらず行った行為であると評価し得る。

- (4) 加えて、長瀬及び田中は、本件取引後に、第1取引が無効な取引であることを知ったが、その後も、当該事実を他の役員に報告することなく、本件調査時まで隠蔽していた。

また、本件取引に関し、事前に取り締役会で議論された形跡はない。本件取引に関する一部の役員による平成28年3月30日付稟議書（以下、「本件稟議書」という。）が存在するが、本件稟議書は本件取引後に作成されたものであり、また、稟議書の決裁内容についても事実と反する記載がなされている。

以下、詳述する。

2 平成28年3月期に本件取引を計上しようとした経緯

- (1) 平成28年3月期決算整理前の状況

G社では、平成28年3月期において、債務超過かつ営業赤字が見込まれていた。

- (2) 本件取引に期待した効果及びその結果

長瀬及び田中は、平成28年3月末日までに本件取引を計上することにより、平成28年3月期の決算において債務超過及び営業赤字を解消することを企図した。

そのため、平成28年3月29日に本件取引の契約書を作成したが、第1取引及び第2取引のいずれも契約書の契約日が空欄であったこと、G社が所有権移転登記を経していないこと、第1取引及び第2取引のいずれも代金決済に至っていないこと等から、会計監査人Bは、本件取引を平成28年3月期の売上として計上することを否認した。

また、上記2通のほかに、作成経緯は不明であるが平成28年1月15日付、売買代金34億円の「取り纏め依頼書兼買付証明書」も作成されている。

さらに、G社の平成28年2月10日開催の取締役会において、正式な議案ではないものの、田中は、[REDACTED]ビル案件について、4億円程度の利益が見込まれる旨の説明を行っている。

しかしながら、当初予定していた[REDACTED]ビル案件は、平成28年3月末日までに契約締結が困難であることが判明し、長瀬及び田中は、[REDACTED]ビル案件に代わる物件の紹介をJ氏、K氏及びL氏に依頼し、平成28年3月24日頃に急遽浮上したのが本件取引であった。

長瀬及び田中は、平成28年3月24日以降、平成28年3月期の債務超過及び営業赤字を解消する手段は本件取引のほかなく「どうしてもやるしかなかった。」として、後述のとおり本件取引について十分な調査を行うこともなく、本件取引に突き進んでしまった。

4 対象物件の概要

(1) 本件取引の対象物件は以下のとおりである。

- ① 所在 兵庫県西宮市 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地積 [REDACTED]
地目 [REDACTED]
- ② 所在 兵庫県西宮市 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地積 [REDACTED]
地目 [REDACTED]

(2) 固定資産税評価額

本件不動産の固定資産税評価額（ただし、平成29年度）は次のとおりである。

【 [REDACTED] 】 [REDACTED] 円

【 [REDACTED] 】 [REDACTED] 円

(3) 権利関係

本件不動産は、Y社が平成元年8月30日売買により所有権を取得した

後、平成18年から平成19年にかけて3度所有者が変更し、平成20年6月30日売買により再びY社が本件不動産の所有権を取得している。

本件取引当時、本件不動産には、実質的に所有権移転の障害となる以下のとおり（本件不動産の全部事項証明より一部を抜粋）複数の権利が付着し、非常に複雑な権利関係となっていた。

【XXXXXXXXXX】

甲区			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
7	所有権移転仮登記	平成19年9月6日	原因 平成19年9月6日売買 権利者 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
12	所有権移転請求権 仮登記	平成20年6月30日	原因 平成20年6月30日売買予約 権利者 XXXXXXXXXX
付記1号	12番所有権移転請求権の移転	平成26年9月25日	原因 平成26年9月1日合併 権利者 XXXXXXXXXX
14	参加差押	平成20年12月5日	原因 平成20年12月5日西宮県税事務所参加差押 債権者 兵庫県
15	参加差押	平成21年6月5日	原因 平成21年6月5日参加差押 債権者 西宮市
16	参加差押	平成22年5月25日	原因 平成22年5月25日参加差押 債権者 西宮市
17	参加差押	平成23年5月23日	原因 平成23年5月23日参加差押 債権者 西宮市
18	参加差押	平成24年10月31日	原因 平成24年10月31日参加差押 債権者 西宮市
19	参加差押	平成25年6月4日	原因 平成25年6月3日参加差押 債権者 西宮市

21	参加差押	平成26年6月18日	原因 平成26年6月18日参加差押 債権者 西宮市
22	参加差押	平成27年8月4日	原因 平成27年8月4日参加差押 債権者 西宮市
乙区			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
20	根抵当権設定	平成20年6月30日	原因 平成20年6月30日設定 極度額 金3億円 債務者 Y社 根抵当権者 ██████████
付記1号	20番根抵当権移転	平成26年9月25日	原因 平成26年9月1日合併 根抵当権者 ██████████
21	根抵当権設定仮登記	平成20年9月25日	原因 平成20年6月30日設定 極度額 金5000万円 債務者 Y社 権利者 ██████████
付記1号	21番根抵当権仮登記移転仮登記	平成24年1月19日	原因 平成24年1月17日譲渡 権利者 ██████████ █
22	根抵当権設定	平成24年9月25日	平成24年9月5日設定 極度額 金600万円 債務者 Y社 根抵当権者 ██████████

【██████████】

甲区			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
7	所有権移転仮登記	平成19年9月6日	原因 平成19年9月6日売買 権利者 ██████████ █

12	所有権移転請求権 仮登記	平成20年6 月30日	原因 平成20年6月30日売買予約 権利者 [REDACTED]
付記1号	12番所有権移転請 求権の移転	平成26年9 月25日	原因 平成26年9月1日合併 権利者 [REDACTED]
14	参加差押	平成20年12 月5日	原因 平成20年12月5日西宮県税事 務所参加差押 債権者 兵庫県
15	参加差押	平成21年6 月5日	原因 平成21年6月5日参加差押 債権者 西宮市
16	参加差押	平成22年5 月25日	原因 平成22年5月25日参加差押 債権者 西宮市
17	参加差押	平成23年5 月23日	原因 平成23年5月23日参加差押 債権者 西宮市
18	参加差押	平成24年10 月31日	原因 平成24年10月31日参加差押 債権者 西宮市
19	参加差押	平成25年6 月4日	原因 平成25年6月3日参加差押 債権者 西宮市
21	参加差押	平成26年6 月18日	原因 平成26年6月18日参加差押 債権者 西宮市
22	参加差押	平成26年8 月4日	原因 平成27年8月4日参加差押 債権者 西宮市
乙区			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
20	根抵当権設定	平成20年6 月30日	原因 平成20年6月30日設定 極度額 金3億円 債務者 Y社 根抵当権者 [REDACTED]
付記1号	20番根抵当権移転	平成26年9 月25日	原因 平成26年9月1日合併 根抵当権者 [REDACTED]

21	根抵当権設定仮登記	平成20年9月25日	原因 平成20年6月30日設定 極度額 金5000万円 債務者 Y社 権利者 [REDACTED]
付記2号	21番根抵当権仮登記移転仮登記	平成24年1月19日	原因 平成24年1月17日譲渡 権利者 [REDACTED]
22	根抵当権設定	平成24年9月25日	平成24年9月5日設定 極度額 金600万円 債務者 Y社 根抵当権者 [REDACTED]

(4) 西宮市の参加差押えについて

長瀬及び田中は、紹介者らから、本件土地に対する西宮市の参加差押えについて、その内容は特別土地保有税等約1.3億円で、G社が取得した場合は取り下げられるとの説明を受けていた。田中は、本件取引後である平成28年4月22日に開催された取締役会において「(本件不動産は)特別土地保有税等1.3億円が未納なため西宮市から差し押さえられている。差押えについては開発、不動産造成ができる業者が取得した場合は取り下げられるのでG社が取得することによって差押えも取り下げられ、安く取得することができる。」との説明を行った。

特別土地保有税とは、土地の投機的取得及び保有を抑制し、土地の供給促進を図ることを目的として昭和48年に創設された税で、一定規模以上の土地の取得または保有に対して課税されるものである。

確かに、特別土地保有税に関しては、地方税法において徴収猶予や免除の制度が定められている。

しかしながら、G社において、西宮市の参加差押えの原因となっているY社の未納税の種類及び額等の詳細について資料等で特定した経緯はなく、西宮市の参加差押えの原因について確認したとはいえない。なお、N氏のヒアリングによれば、上記田中の説明した額以上の未納税があるとのことである。

また、G社において、特別土地保有税の免除に関し、具体的に地方税法の何条に該当するのか、特別土地保有税免除に関する根拠、要件該当性の調査、検討、確認などは何一つ行っていない。

長瀬及び田中は、このように何ら調査もすることなく、西宮市の参加差押えに関する紹介者らの説明を鵜呑みにして本件取引を行っている。

なお、本件不動産には兵庫県の参加差押えもあるが、こちらについては特段の検討はなされていない。

5 当事者及び関係者

第1取引の当事者は、本件土地の所有者であるY社とG社であり、第2取引の当事者は、G社とZ社である。

本件取引当時、Y社の代表取締役はN氏、Z社の代表取締役はM氏であった。なお、Y社の履歴事項全部証明書によれば、N氏は、「平成27年6月30日退任」と平成28年12月19日に登記がなされているが、次の代表取締役の就任登記は、平成28年12月19日に「平成28年12月17日就任」とされていることから、会社法第351条1項により本件取引当時の代表取締役はN氏である。

Y社とG社は本件取引以前に取引関係はなく、長瀬、田中のいずれもN氏との面識はなかった。

一方、Z社については、G社と本件以前の取引関係はないものの、M氏は、 ビル案件において、Z社がG社に協力して取引に参加する予定であったため、本件取引以前に ビル案件の打ち合わせで長瀬、田中はM氏との面識を有していた。

また、M氏は、G社と取引関係のあるg g社の取締役であり、同社の代表者の実父である。

本件取引を長瀬及び田中に持ちかけたのは、G社と取引関係のあるe e社のI氏を介して知り合った、f f社のJ氏、g g社会長のK氏、h h社顧問、Y社総務、Z社営業等複数の肩書の名刺を持つL氏（ただし、Y社及びZ社の代表者は、L氏が同社の名刺を作成することについて許していないとのことである。）である。

また、その他に、O氏、P氏が本件取引に関し、N氏に接触している。

6 本件取引に至る経緯

(1) 上記のとおり、長瀬及び田中が、 ビル案件に代わる物件の紹介をJ氏、K氏及びL氏に依頼し、同人らから平成28年3月24日頃に本件取引の紹介を受けた。

(2) N氏と古くからの知人であるO氏は、以前より本件不動産の売却に関わらせてほしいとN氏に接触していたところ、L氏は、O氏を通じて平成28年3月26日にN氏と面談した。なお、N氏がL氏と会ったのはこの日が初めてであり、同面談にはO氏とP氏も同席していた。

同人らはN氏に対して、本件不動産をG社が購入したいという話があるので関わらせてほしいと申し入れた。

N氏は、G社に対する本件土地売却の話については、具体的に進めてほしいと述べ、O氏、P氏、L氏の関与を認めたが、同人らに対して本件取引についての代理権を与えたものではなかった。その後、N氏がO氏に対してG社との取引の進捗状況を尋ねると、O氏は、もう少し待つてほしいと回答していた。

(3) 一方で、本件取引が持ちかけられた当初から、Z社が第2取引を行うこととされていたが、M氏は、 ビル案件については了承していたものの、本件取引に関してはK氏より一切聞いておらず認識していなかった。

(4) 本件取引にあたり、長瀬及び田中は、本件取引の契約書、本件不動産の全部事項証明、本件不動産の全部事項証明から抜粋記載した作成者不明の「不動産の権利関係に関する現況」、現地の写真をもって検討したとのことであり、その余の事項については、紹介者らの口頭での説明を信じていたとのことである。

(5) また、本件取引に関しては、事後的に、田中の指示によりAA氏が起案し、社外役員を除く役員による決済がなされた本件稟議書が存在するが、同稟議書には資料として、第1取引と第2取引の各契約書及び本件不動産の全部事項証明から抜粋記載した作成者不明の「不動産の権利関係に関する現況」が添付されていた。

7 契約書作成の日時、場所、立会当事者

平成28年3月29日、G社名古屋支店（営業所）において、本件取引の

「土地売買契約書」が作成された。その場には、長瀬、田中、AA氏、J氏及びK氏が立ち会った。

後述のとおり、誰が本件取引の契約書を用意したのかは判然としないが、同日、長瀬及び田中の指示により、AA氏が名古屋支店の経理印を第1取引及び第2取引の契約書に押印した。

8 契約書の内容

(1) 契約条項の作成者

第1取引、第2取引の契約書の条項部分を誰が作成したのかについて、関係者はいずれも自分ではないと主張したため不明であるものの、第1取引と第2取引で当事者や売買代金等の部分が異なる以外は同じ条項が用いられており、同じ箇所でも誤記があること、書式やフォントも同一形式であることから、同一人物が作成したものと推測される。

(2) 契約書の内容

第1取引及び第2取引の契約書は、いずれも17条の条項からなるが、瑕疵担保や解除等一般的な不動産売買契約書では設けられることの多い条項もない、非常に簡易な内容の契約書である。

第1取引の契約書については、①契約締結日が空欄である、②売買代金の支払時期が空欄である、③手付解除の期限が空欄である、④融資利用特約の期限が空欄である、⑤引用条文の誤りがある（第10条が引用する第5条は第6条の誤り）、⑥反社条項の記載がない、⑦印紙が貼られていない、⑧Y社が管理するものではない印が押印されているなどの不備がある。

また、第2取引の契約書についても、①契約締結日が空欄である、②手付金の金額が空欄である、③売買代金の支払時期が空欄である、④手付解除の期限が空欄である、⑤融資利用特約の期限が空欄である、⑥引用条文の誤りがある（第10条が引用する第5条は第6条の誤り）、⑦反社条項の記載がない、⑧印紙が貼られていないなどの不備がある。

また、第1取引においてG社が本件不動産の所有権を取得できなければ、第2取引を実行できない関係にあること、上記のとおり、本件不動産には実質的に所有権移転の障害となる権利が多数付着していることからすれば、第2取引の契約書には、第1取引が不能となった場合に備えて、解除条件

を付するなどG社のリスクを回避する条項があつてしかるべきであるが、そのような条項は存在せず、逆にG社の債務不履行により1割相当額の違約金を支払う旨の記載がある。

(3) 契約書に押印された印影

Y社の印影は、N氏によれば、同社が保有する印ではなく、N氏は第1取引について認識していなかったとのことである。なお、第1取引の契約書に押印されたY社の印影は、後述のとおり第1取引の手付金として振り出した2000万円の手形の裏書及び平成28年5月26日付の会計監査人Bに対するY社の確認状にも押印されている。

Z社の印影は、Z社の保有する印が押印されているものの、K氏が、■■■■ビル案件等のためM氏よりZ社の印を預かっていたことを奇貨として、M氏の下承なく押印したものであり、M氏は第2取引について認識していなかったとのことである。

9 手形の授受・決裁等について

平成28年3月29日に、G社が第1取引及び第2取引の契約書の押印と同時に、第1取引の手付金として振り出した2000万円の手形（以下、「本件手形」という。）は、同日、名古屋営業所にいたJ氏に手渡された。

同日、本件手形の振り出しに際し、G社は、Y社の領収証を受領している。しかしながら、当該領収証を誰が用意したのか、またG社が誰からどのように受領したのかについては判然としない。当該領収証のY社の住所及び記名部分は、ゴム印で押印した紙を印刷した様な不自然な外形である。また、当該領収証に押印されたY社の印影は、第1取引の契約書に押印された印影及び後述する平成28年5月26日付の会計監査人Bに対するY社の確認状に押印されているのと同じ印影であるが、N氏によれば、同印影は、同社が保有する印の印影ではなく当該領収証の作成について同人は認識していないとのことである。

そして、本件手形は、J氏によって、東京まで運ばれ、L氏に手渡されている。N氏によれば、Y社は本件手形を受領していないとのことである。

その後、本件手形は、Y社→i i社→Q氏→n社へと裏書譲渡され、本件手形の支払期日である平成28年5月31日付で決済されている。Y社の裏

書の印影は、第1取引の契約書、本件手形の領収証、後述する平成28年5月26日付の会計監査人Bに対するY社の確認状に押印されているのと同じ印影である。

L氏に手渡された本件手形がi i社によって割り引かれた後、誰がいくら取得したのかについて関係者の供述は一致しておらず、判然としない。

なお、最終譲受人であるn社は、田中の親族の関係する会社であるが、本件手形の譲渡について、田中が関与したことを裏付ける証拠は見当たらなかった。

10 本件取引後の主な経過

(1) 稟議書の作成

田中の指示により、本件取引後にAA氏が本件取引に関する稟議書を起案し、社外役員を除く役員らがこれを承認決裁した。本件稟議書には平成28年3月30日に起案し、同日付で決裁されたとの記載があるが、実際は、4月以降に承認決裁がされたものである。また、本件稟議書には、「3月30日役付き取締役5名に説明済み了解案件です。」との記載があるが、そのような事実はない。

本件稟議書を承認するにあたり長瀬、田中、社外役員を除く取締役らは、本件取引について、長瀬及び田中に説明を求めたり、自ら調査等することなく本件稟議書に承認している。

(2) 取締役会での報告

田中は、平成28年4月22日開催の取締役会において、本件取引を行った旨を事後的に報告した。同報告により社外役員は本件取引を認識するに至った。同取締役会で馬淵は、稟議についての確認、本件取引に関する質問をしたが、田中は明確に回答できなかった。また、馬淵は同取締役会において「このような取引に関わる事自体が上場会社として芳しくない。」と発言した。

(3) 本件取引を保留とする旨の稟議

G社は、平成28年5月10日付で起案し平成28年5月26日付で決済された社外役員を除く役員による稟議書により本件取引について「売買方法等について再検討をいたします。売買の際には改めて稟議いたしま

す。」として、Y社及びZ社と契約条件を交渉中であることを理由に本件取引を保留する旨、決裁した。

しかしながら、実際には、Y社及びZ社と売買方法等の契約条件を交渉した経過は見受けられない。

(4) 第一取引が無効であることの発覚

平成28年10月に田中はN氏と面談し、遅くとも同時期頃には、長瀬及び田中は、第1取引が無効な取引であることを知った。

(5) Y社に対する2000万円の返還請求

G社は、平成28年10月21日付でY社に対して、Y社の債務不履行を理由として手付金2000万円の返還を請求する旨の通知を内容証明郵便で行っている。同通知はJ氏を通じてN氏から要請があったため、田中がAA氏に指示して発送させたものであるが、G社は同通知により第1取引を解除したものと評価できる。なお、第2取引についてはG社及びZ社のいずれからも解除したとの事実は認められない。

(6) 貸倒引当金の計上

その後、平成29年3月期第2四半期決算において、手付金2000万円のうち1000万円について貸倒引当金が計上され、同期第3四半期決算において残り1000万円についても貸倒引当金が追加計上された。

1.1 会計監査人の質問状に対する回答

(1) 会計監査人Bは、中野に対し、平成28年5月23日付「不動産取引に係る質問状」（以下、「本件質問状」という。）により本件取引に関する調査及び報告（回答期限平成28年5月25日）を求めている。

本件質問状の記載は以下のとおりであり（一部抜粋）、次の①②に関する調査を求めている。

「Y社、およびZ社と交渉している西宮市の不動産取引につきまして、現在、契約条件交渉中であり、交渉がまとまり次第、契約書を再度締結する旨お伺いしております。当該不動産取引の合理性についてご調査頂き、その詳細な内容についてご報告をお願い申し上げます。」

①「対象不動産は、特別保有税等13億円が未納のため、西宮市から差し押さえられておりますが、開発・不動産造成が可能な貴社が当該土

地を取得した場合には、未納税金を抹消できるとお伺いしております。今回の一連の取引につきましては、特別保有税等約13億円の未納税金が抹消可能であることを前提としており、この抹消が可能か否か調査いただきたく存じます。」

- ②「Y社に対する手付金20,000千円については、契約条件見直し後に頭金として土地の取得代金に充当される旨、貴社からお伺いしておりますが、現時点において、発送した確認状2件（契約内容の確認状、前渡金20,000千円の残高確認状）について先方から回収ができておりません。手付金20,000千円の実在性を検証する観点からも、当該取引の現在の交渉状況について調査をいただきたく存じます。」

(2) 中野の回答①

本件質問状を受け会計監査人Bに提出した中野の平成28年5月30日付監査役調査報告書（以下、「監査役調査報告書」という。）には以下の事実の記載がある。

- ア 田中は、①について、特別土地保有税等の免除について（独自の調査は行っておらず）中野に対して、信頼に足る仲介業者より聞いた旨回答した。
- イ 中野に依頼された馬渕が、①に関して西宮市役所に問い合わせたが、未納税額、差押え解除の要件などは、第三者による問い合わせには回答できず、特別土地保有税の免除についても同制度は存在するものの、免除の可否は個別事案ごとの判断となるため第三者による問い合わせには回答できないとの結果であった。
- ウ 平成28年5月24日、中野は、長瀬に対し、免除に関する証の入手を依頼した。中野によれば、「依頼はするも土地所有者の承諾が必要、入手不可能と判断する。」とのことであった。
- エ 中野は、平成28年5月30日現在調査結果報告はできないとし、継続調査を行う旨会計監査人Bに回答をしたが、内部調査委員会が設置されるまで、本件取引についてその後の調査は行っていない。

(3) 中野の回答②

監査役調査報告書によれば、平成28年5月24日、中野は、長瀬に対し、会計監査人BのY社に対する確認状について、「回答が無いと会計監査人の監査証明が出ない。監査役の監査報告書作成出来ない旨伝え」、同日、長瀬は中野に対し、残高確認についてY社に問い合わせる旨返事をしている。

その後、平成28年5月26日にY社から会計監査人B宛てに確認状がFAXで送付されたことから、中野は、平成28年3月31日付での本件取引の「継続を確認し、2000万円は手付金であると判断」している。

しかしながら、後述のとおり、平成28年5月26日付Y社の会計監査人B宛ての確認状は、L氏の知人が記入し、第1取引の契約書に押印された印をL氏が押印し、J氏が会計監査人B宛てにFAXし、郵送したものである。

1.2 第1取引が無効であることの隠蔽

(1) 田中は、本件取引直後である平成28年4月初旬頃、J氏より、第1取引について、N氏の知らないところで行われた可能性を示唆され、第1取引が無効であるかもしれないとの疑念を抱いた。田中は、長瀬に同事実を報告したが、長瀬及び田中は、第1取引の有効性に関する疑念を他の役員には報告しなかった。

(2) 上記の本件質問状に記載されたとおり、会計監査人Bが発送した確認状2件（契約内容の確認状、前渡金2000万円の残高確認状）について、平成28年5月23日時点でY社からの回答がなかったことから、手付金2000万円の实在性が問題となった。当時、長瀬に第1取引が無効であることの認識があったかどうかは定かではないが、長瀬は、J氏に対して、Y社の確認状を用意するように指示した。

J氏は、長瀬の指示により、G社名古屋支店（営業所）で確認状の用紙を受け取り、L氏のところへ行き、Y社の印（第1取引の契約書、本件手形の領収証、本件手形の裏書と同じ印影のもの）を押印させた。なお、J氏によれば、Y社の住所や社名を手書きで記載したのは、L氏に指示されたL氏の知人とのことである。そして、J氏は、平成28年5月26日付

で会計監査人B宛てに確認状をFAXで送付し（なお、同FAXには、送信元として「セブンイレブン[REDACTED]」との印字がある。）会計監査人Bに郵送でも送付した。

(3) 平成28年8月20日頃、N氏は、L氏、O氏、P氏が、N氏に無断でG社と第1取引の契約書を作成したことを知った。その後、N氏は、J氏を通じてG社との面談を求めた。J氏は、長瀬及び田中に対して、第1取引はN氏に無断でL氏らが行ったものであり、N氏が面談を求めている旨を伝えた。

(4) そして、平成28年10月に田中がN氏と大阪で面談し、第1取引についてN氏の了承なくL氏が勝手に行ったものであることを直接確認した。なお、田中によれば、同面談時、N氏もG社もL氏に騙された被害者であるとして、Y社が本件不動産を第三者に売却する予定があるので、売却できた際にはG社が手付金として支払った2000万円について返す旨の発言があったとのことであるが、N氏によれば、L氏について刑事事件化できるのであれば、Y社がG社に2000万円を支払うことも検討する旨話したとのことである。

田中は、長瀬に上記面談内容を報告し、長瀬及び田中は、遅くとも平成28年10月頃には第1取引について、N氏の認識なく行われた無効な取引であることを知った。

しかしながら、長瀬及び田中は、G社が手付金として支払った2000万円についてY社がG社に返還する意向があるものと捉え、最終的に2000万円を回収できるのであれば、本件取引を問題化したくないと考えて、他の役員に報告することなく隠蔽した。

1.3 会計処理について

G社は、平成28年3月29日付で振り出した2000万円の約束手形について、Y社に対する第1取引の手付金として仮払金に計上し、その後、平成29年3月期第2四半期決算において、2000万円のうち1000万円について貸倒引当金を計上し、同期第3四半期決算において残り1000万円についても貸倒引当金を追加計上している。

しかしながら、上記のとおり第1取引は無効な取引であるから、本来は

未収入金として計上すべきものであった。

なお、貸倒引当金については、回収可能性に懸念が生じた時点で計上を検討すべきであるが、G社の回収可能性についての認識は判然としない。

1.4 評価

(1) 本件取引の実現可能性がほぼないこと

以下の事情からすれば、G社が本件取引を実行する意思があったとは到底見受けられず、本件取引は実現可能性がほぼない、実体のない取引であったと判断できる。

ア 通常行われる事前調査がなされていないこと

上記のとおり、本件取引にあたり、長瀬、田中が検討した資料は、本件取引の契約書、本件不動産の全部事項証明、本件不動産の全部事項証明から抜粋記載した作成者不明の「不動産の権利関係に関する現況」、現地の写真とのことである。

本件取引において、本来であれば検討すべき以下の事項や資料について、全く調査、検討が行われておらず、相手方に資料の提出を求めた形跡もない。

【取引の相手方に関して】

①法人の登記事項証明書、②印鑑証明書等による本人確認、③与信調査、④紹介者らに対する委任関係の調査

【不動産に関して】

①現地調査、②固定資産税評価額、不動産業者による査定書等による価格調査、③差押え、所有権移転請求権仮登記、抵当権に関する調査、④保安林指定の有無に関する調査

また、本件不動産は、上記のとおり実質的に所有権移転の障害となる権利が複数付着し、非常に複雑な権利関係があるにもかかわらず、G社は、本件取引に関して弁護士や司法書士などの専門家には一切相談していない。さらに、馬淵は司法書士であるほか、G社の従業員には宅地建物取引士の資格を有する者がいるにもかかわらず、同人らを本件取引に関与させていない。

特に、不動産を購入、販売するに際して、不動産価額や代金は最大の

関心事であり、代金の相当性を判断するため固定資産税評価額証明書や不動産業者による査定書を入手するなど最低限必要な調査さえも行われていないことは不自然極まりない。

また、本件不動産には、所有権移転につき実質的に障害となる多数の権利が付着していたことからすれば、それらすべてを抹消の上所有権移転できるかどうかについて十分調査して慎重な判断をすべきであるにも関わらず、長瀬及び田中は紹介者らの「すべて外すことができるという」説明を信じたとのことであり、調査は不十分である。

この点、長瀬及び田中は、事前調査が不十分な理由として、本件取引の話が浮上したのは平成28年3月24日以降のことであり、平成28年3月期の決算に計上するためには平成28年3月末日までに契約締結しなければならず、通常行うべき調査を行う時間的余裕がなかったと説明する。しかしながら、本件取引を実行する意思があるのであれば、本件取引後においても本件不動産について継続して調査を進めるべきところ、G社は、平成28年5月23日付で会計監査人Bが中野に調査報告を求めるまで、特段の調査を行っていない。

このことから、G社が本件取引を実行する意思があったとは見受けられず、本件取引は実現可能性がほぼない、実体のない取引であると判断できる。

イ 代金決済の実行可能性がないこと

G社は、第1取引の契約書を作成した平成28年3月29日に、手付金として2千万円の手形を振り出したが、残代金3億8千万円については、自己資金で用意するのか、融資を受けるのかなど代金決済に関する検討が一切されていない。

このことからすれば、第1取引について代金決済の実行可能性があったとはいえない。

また、第2取引についても、購入者のZ社は、年商800万円程の会社であり、自己資金で18億円の代金を支払う能力はなく、また融資についての検討も一切していないことからすれば、第2取引についても代金決済の実行可能性があったとはいえない。

代金決済についての計画をせずに不動産を購入したり、また、購入者の資金計画について確認することなく不動産を売却することは通常考えられず、G社に本件取引を実行する意思があったとは見受けられず、本件取引は実現可能性がほぼない、実体のない取引であると評価できる。

(2) 取引の実行に向けた動きがないこと

上記のとおり、G社はY社及びZ社と売買方法等の契約条件を再検討する旨稟議したが、契約条件に付いて交渉した経過は見受けられない。

また、本件取引後においても、G社が本件取引に関する調査を行ったり、代金決済の資金を検討するなど、取引の実行に向けた動きはほぼ見受けられない。

なお、田中によれば、L氏から本件不動産の開発許可に関して費用が必要であると言われ、平成28年4月1日に田中が個人的にL氏の個人名義の口座に250万円を支払ったとのことである。

しかしながら、同費用をG社の負担ではなく、田中個人で支払ったことについて、田中は、L氏から急ぎで必要であるといわれた、G社に同金額を支払う余裕がないと思ったなどと述べるも、L氏からの上記要求に関し、田中は、長瀬や他の役員に相談することなく独断で個人的に支払っていること、支払先はY社ではなくL氏の個人名義の口座であること、田中はその後もG社に対し同費用を立替費用として請求していないことなどから、田中がL氏に250万円を支払ったことをもって、G社が契約実行に向けた重要な行為と評価することはできない。

(3) 粉飾決算目的の取引であった可能性が極めて高いこと

上記のとおり、G社が本件取引を実行する意思があったとは到底見受けられず、本件取引は実現可能性がほぼない、実体のない取引であったと判断できる。

そして、本件取引を平成28年3月期の売上として計上するために、平成28年3月29日に駆け込み的に契約書を作成していること、G社において本件取引を実行に移す動きがないこと等からすれば、少なくとも長瀬及び田中においては、本件取引が実現可能性がないもしくは極めて低い取引であることを認識しながら、平成28年3月期の売上として計上するこ

とを主たる目的として本件取引を行ったものといえる。

そのような取引を決算上計上しようとしたことは、粉飾決算となる可能性があることを認識し、もしくは容易に認識し得た行為であるといえ、本件取引は粉飾決算目的の取引であった可能性が極めて高い。

(4) G社の社内規程及び会社法違反

本件取引当時のG社は、定款において「取締役会は、法令または定款に定める事項その他、当会社の業務執行に関する重要事項を決議する」（定款第22条）と定め、取締役会に関する事項は取締役会規程による（同第23条）として、「重要な財産の処分及び譲受」については取締役会での付議事項として定めていた（取締役規程第8条）。

平成28年改訂までG社は「重要な財産の及び譲受」の具体的基準を定めていないが、少なくとも、会社法362条4項1号が取締役会の専決事項であると定める「重要な財産の処分及び譲受け」については、法令上、取締役会決議が必要であることから、G社の取締役規第8条で定める「重要な財産の処分及び譲受」は、会社法362条4項1号の「重要な財産の処分及び譲受け」を含むものであると解される。

会社法362条4項1号の「重要な財産の処分及び譲受け」に該当するか否かは「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来 of 取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解するのが相当である」（最高裁平成6年1月20日判決）とされている。

これを本件について当てはめると、平成28年3月31日現在のG社の総資産額は約50億8000万円であり（平成28年3月31日現在の貸借対照表50億8120万7000円）本件取引の価格は第1取引は4億円、第2取引は18億円であり、G社の総資産額に占める割合はそれぞれ約7.8%、約35.4%と非常に大きいこと、不動産売買はG社の通常業務ではなく、取引頻度も多くないこと、G社が28年改定において取締役会の付議事項として、重要な財産の処分と譲受については1000万円以上を対象としたことなどを総合考慮すれば、本件取引は、G社の社内規程及び会社法のいずれにおいても取締役会で決めるべき事項であったとい

える。

それにもかかわらず、長瀬及び田中は社内規程及び会社法に反して、取締役会に諮ることなく本件取引を行った。

また、本件取引に関して、田中がAA氏に指示して作成させた社外役員を除く役員による決済がなされた本件稟議書が存在するものの、本件稟議書は、本件取引の契約書を作成し、手付金として2000万円の手形を振り出した平成28年3月29日の翌30日に起案されており、重要事項について決裁を得て行うという稟議の意義を全くなしていない。

そして、本件稟議書には、本件取引について、長瀬及び田中の独断によりすでに同年3月29日に売買契約書を作成し、手付金として2000万円の手形を支払ったにもかかわらず、「3月30日役付き取締役5名に説明了承案件です」との記載や売買契約日について平成28年3月31日とするなど事実と反する記載がなされている。

加えて、本件稟議書の決裁年月日は平成28年3月30日と記載されているが、実際には、同日に役員全員が押印したのではなく、中野の押印が平成28年4月15日付で行われていることから分かります。したがって、実際には平成28年4月以降に回覧されていた。したがって、同年3月30日付での決済は行われておらず、この点についても虚偽の記載がなされている。

本件稟議書を承認した役員らは、本件取引が上記のとおり社内規程及び会社法に反して、取締役会決議を経ることなく行われたことを認識し、または認識し得たが、問題提起さえしていない。

なお、本件取引当時、G社においては、上記のように、後付けで稟議書を作成するという違反行為が常態化していた。

第8 責任の所在

1 役職員等の義務について

取締役社長を含む役職員等は委任に関する規定に従うのであるから（会社法第330条）、会社の役員は会社に対し、善管注意義務（民法第644条）を負う。さらに、G社においてコンプライアンス規程の第3章において役職員等の義務を定め、役職員等にはすべての取締役、監査役が含まれる（同規程第3条③）。

記

（役職員等の義務）

第6条 役職員は、売上や利益の確保よりも、コンプライアンスを最優先の行動規範として行動するものとする。

（違法・不当行為の禁止）

第7条 役職員は、以下の行為を行ってはならない。

- ① 自らが法令に違反すること。
- ② 法令に違反する行為を指示、教唆または幫助すること。
- ③ 法違反行為を黙認すること。
- ④ 取引先、業務委託先等に、法令に違反する行為を指示また要求すること。
- ⑤ 取引先、業務委託先等から、社会常識を逸脱するような贈答・饗応を受けること。
- ⑥ 公務員に対して接待、贈答を行うこと。

（事前相談）

第8条 役職員等は、業務を遂行する際、法令の適切な解釈や適用に不明瞭な点や疑問点がある場合には、事前に総務部に相談することとする。

2. 総務部は、法令の解釈、適用に疑義がある場合は、顧問弁護士に相談の上、その指示を仰ぐこととする。

上記コンプライアンス規程で定められたG社の役職員らの法令等を遵守する義務は、役員らの善管注意義務を具体化したものといえる。

そして、本案件において各役職員らの善管注意義務違反の有無を検討する

ことになるが、善管注意義務違反が問題となる場合としては、①役職員自身の業務執行に関する判断に誤りがある場合、②他の役職員・使用人の業務執行に対する監視・監督等を怠った場合が挙げられる。

ただし、取締役の業務執行についてすべて責任を負わせるのは適切ではなく、経営判断の原則や信頼の原則等の基準により、役員らの責任は一定程度限定される。^{*3}

また、監査役については、取締役会に出席し、必要に応じ意見を陳述すること（会社法第383条1項）、取締役が不正な行為をしたり、するおそれがある場合、法令や定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実がある場合には、その旨を遅滞なく取締役会に報告する義務（会社法第382条）がある。さらに、会社法は、取締役が法令や定款違反の行為をしたことにより会社に著しい損害が生じるおそれがある場合には、取締役に対して当該行為の差止めを請求することができる（会社法第385条）。

*3 （参考）日本弁護士連合会「社外取締役ガイドライン」2015年

「経営判断の原則」 ①行為当時の状況に照らし合理的な情報収集、調査、検討等が行われたか、②その状況と取締役に要求される能力水準に照らし著しく不合理な判断がなされなかったかという基準が採用され、これが満たされていれば、取締役の判断が一定程度尊重される。

「信頼の原則」 取締役自身の業務執行の場合の経営判断の原則の適用に関して、情報収集、調査、検討等に関する体制が十分に整備されていれば、取締役は、当該業務を担当する取締役・使用人が行った情報収集、調査、分析等の結果に依拠して意思決定を行うことに当然に躊躇を覚えるような不備・不足があるなどの特段の事情がない限り、当該結果に依拠して意思決定を行えば足りる。また、他の取締役・使用人の業務執行に対する監視、監督等の場合も、リスク管理等に関する体制が十分に整備されていれば、他の取締役・使用人の業務活動に問題のあることを知り、又は知ることが可能であるなどの特段の事情がある場合に限り、これを看過したときに善管注意義務違反が認められる。

以下、本件におけるそれぞれの役職員の善管注意義務違反につき検討する。

2 本件各案件に関与した役職員

(1) X社案件について

上記のとおり、X社案件について主導的な立場に関与したのは石川である。また、長瀬は、石川を招聘し、石川とともにX社案件を積極的に推進した。

また、長瀬、石川、樋田及び宮脇は、架空の仕入でありながら、資金調達目的で臨時支払申請書を作成もしくは承継し続けた。また、長瀬、石川及び田中は、X社案件における上記の本件確認書について、会計監査を通すためだけの目的で作成に関与している。

(2) D社案件について

上記のとおり、D社案件については、長瀬及び田中が積極的に推進し、手付金として約束手形を振り出した。

加えて、長瀬及び田中は、本件取引後に、第1取引が無効な取引であることを知ったが、他の役員に報告することなく、本件調査時まで隠蔽していた。

さらに、上記のとおり、本件取引については事前が取締役会で決議する必要があったにもかかわらず、決議はなく、事後的に報告がなされたのみである。

3 本件各案件に関する関与者以外の認識について

(1) X社案件について

石川は、平成26年9月19日開催の取締役会において、太陽光事業の売上についての報告をした。このころより、各役員らは、G社の太陽光事業に関する具体的な認識を有するに至った。同年12月1日の執行役員会では、石川は太陽光事業で1億7500万円の利益が出ると説明している。

長瀬は、平成27年1月13日執行役員会において、「今年度は、新しいイノベーションとしてソーラーを取り入れて将来的に繋がるきっかけとしたい。」と発言し、また、同年2月10日取締役会において、「現在はソーラー事業にとりかかっているが、2、3年後はこの事業を取り入れた再生可能エネルギーを立ち上げようとしている。今後会社の構造改革をし

たいと思う。」と発言しており、各役員らは、社長自らが率先して太陽光事業に傾注し、会社の立て直しをしていく状況にあることを認識していた。

田中は、平成27年4月6日執行役員会において、「平成26年4月ころより太陽光事業関係の臨時支払が横行している。臨時支払ではなく発注依頼書によるべきである。」と忠告をした。

長瀬は、平成27年5月11日執行役員会において、「84期は業績予想の修正はあるが、相応にまとめあがりました（ママ）。85期は会社の継続性をかんがみて、ソーラー等新規事業の体制、人事を早急にはかる。」と発言し、同年10月5日執行役員会において「下期の経営計画には太陽光案件がかなり計画として入っているので、社内体制を整え実行していただきたい。」と発言し、継続的に太陽光事業へ注力するよう各役員に要請している。

一方、馬淵は、平成27年9月18日取締役会において、太陽光関連の契約書を確認すべきである旨を発言し、社外取締役として大量受注がある太陽光の実態把握に努めようとした。同日の役会では、AA氏より太陽光関連の支払に苦慮した旨の報告があったが、石川からは着工総額170億円を見込めるとの説明があったのみだった。

長瀬は、同年11月2日執行役員会において、「本体の利益だけでは現在の従業員数を養って行けない。不足分を太陽光の利益で補わなくてははいけません。従業員の人々は、本当に会社を維持していく覚悟が有りますか。危機管理の意識を、真剣に考えて欲しい。太陽光の売り上げは、上半期計画で15億円です。」と述べ、当時同月5日の取締役会でも報告されている追加工事による費用発生や、4物件のキャンセルが出るなど太陽光が上手くいかない面もでてきているにもかかわらず、太陽光事業を強く押し進める方針であった。

このような状況について、馬淵は、平成28年2月10日取締役会において、「要請文」を提出し、「太陽光事業は回収が困難を極め、結果的に当社の、財務体質の悪化の一因となっている」ことを述べるとともに、当初からの請負金額及びその回収額並びに粗利について、率直な情報の提供と今後の対応策及び是正策に関する資料の提出を強く求めた。このころに

は、すべての役員が太陽光事業による売上増加を期待できないばかりか、事業として成り立つものかどうかについて疑義を持ち始めた。

同年5月13日取締役会においては、ついに会計監査人Aより太陽光につき会社法第397条第1項に基づく不法行為の報告がなされた。内容としては、中断している太陽光関連の納品済みとなっているはずの在庫が確認できないというものである。同様の内容は、同日の監査役会においても会計監査人Aより報告がなされた。このことにより、役員らは太陽光事業について単に疑義のある事業との認識にとどまらず、違法性も帯びているとの認識を持ち得る状況となった。

この当時、決算期に多額の滞留債権に対して過年度の取消処理をした。同月28日取締役会において、中野は、多くの太陽光関連を含む滞留債権の報告を各役員に求めた。同年9月23日取締役会では、同滞留債権についての内部調査委員会の設置が報告された。同役会では石川は「第86期

上期 【反省】債務超過による新規案件の受注は難航している。太陽光機器の納期遅れより、通常輸入方法の海輸を空輸に変更し、連係（ママ）を間に合わせるため、夜間作業や機器レンタルによる、定額外な費用が発生 第86期 下期【計画】EPCを外し、太陽光部材の販売や大太陽・風力案件などを中心とする。海外との業者とやり取り場合（ママ）、必ず契約書を交わし、納期を明記する。部材のやり取りを口頭ではなく書面にて証拠を残す。後からトラブルが起きても対応できるようにする。」と述べている。

このころになって、役員らも太陽光についてはX社との取引が要因となって失敗したことに気づきはじめ、また、会計監査人Aからも仕掛及び前渡金の合計額と、前受金との差額が大きいなどの指摘を受け、X社との入出金に対する調査をすることとなり、同年11月2日にX社を訪問して面談するなど調査を行った。

この調査により、太陽光発電事業等に関し、工事の進捗状況やX社による納品の返品処理やX社から他社への支払などに不明な点があることを確認した。

同年11月5日取締役会において、これらの問題についてどのように対

処するか検討され、X社との間で本件確認書を作成して債権債務を整理する方針が議決された。また、同役会において、今後の太陽光発電事業については撤退することが確認された。なお、本取締役会には石川は欠席している。同月14日取締役会においては石川より、太陽光発電事業等に関して債務超過が増大した要因、X社との話し合い等の説明があった。

(2) Y社案件について

平成28年2月10日取締役会において、「今回業績予想の修正については、田中専務より、不動産取引として■■■■の土地の購入及び売却の取引案件の売上が見込まれる事から発表をしないこととする旨」報告された。当該報告により、役員らはG社が不動産取引により売上計上をする見込みであることを認識することとなった。

上記のとおり、本件稟議書について社外役員を除く役員がこれを承認決裁した。本件稟議書には平成28年3月30日に起案し、同日付で決裁されたとの記載があるが、実際は、4月以降に承認決裁したものである。役員らはY社案件について事後的ではあるが、これを承認している。

同年4月22日開催の取締役会において、田中より、本件取引について、「兵庫県西宮市にY社所有の土地があり、特別保有税等約13億円が未納であったため西宮市から差し押さえられている。差し押えについては、開発・不動産造成ができる業者が取得した場合は取り下げられるので、当社が取得するとによって差し押さえも取り下げられ安く取得することができる。またこの取得した土地を転売することによって、いくらか利益を上げられると予定しており、取引を進めたいとしている」との報告がなされた。馬淵からは「Y社の不動産取引について、稟議についての確認、契約についての質問と、契約後決済関係なく2週間以内の届出の必要性等の指摘がされた。このような取引に関わる事自体が上場会社として芳しくない。」との発言があった。

さらに、同日開催の監査役会において、「田中専務より、■■■■の土地から兵庫県の土地に変更して取り組んでいるが、本年3月末日で所有権の移転が完了していないので売上計上は出来無い事になった事を山本、山中両社外監査役に報告した。報告後、社外監査役に意見を求めた結果、（中

略)土地の件については、当社が取組むべき仕事か疑問がある、また取引の内容について不確定な部分が多いので取締役会で詳しい説明を求めていくこととなった。」との内容がある。

4 各役職員の責任

(1) 長瀬について

ア X社案件について

上記のように、長瀬は石川とともにX社案件を積極的に推進し、主導的な役割を果たしており、その責任は重大である。特に、資金調達目的のために融通手形を乱発して発行することを許可し、X社に法定利率を超える手数料(利息)を受領させる一方、G社には多額の損害を生じさせており、その不当性は顕著である。

同人は、当委員会とのヒアリングにおいて、一部の不正に関与したことは認めたものの、本件の全容を明らかにしようとしなかった。

イ Y社案件について

長瀬は、平成28年3月期の決算において予想されていた債務超過及び営業赤字を解消するという経営判断があったものの、実現可能性が相当低いことを認識しながら取引を推進し、決算に売上を計上しようとしたこと、本件取引にはG社の社内規程のみならず会社法上も取締役会決議が必要であるにも関わらず取締役会に諮っていないこと、さらには取引が無効であることを隠蔽しようとしたこと等、その責任は重大である。

ウ 長瀬自身がこれらの案件を含む不正行為に関わってきたことを十分認識していたと思われることは、同人がG社役員ないし関係者に対して送信した下記のメールにも端的に表れている。

(長瀬がAA氏に宛てた電子メール)

送信日時：平成28年11月24日

内 容：今は役員全員がズタズタになっても会社を支える時ではないでしょうか、緊急事態なんです。理屈や道理で会社は救えません。わかって下さい。

(長瀬が田中に宛てた電子メール)

送信日時：平成28年12月19日

内 容：各位にお願い、現在の状況下での田中専務の資金繰り努力は厳しいものを感じます、私は田中専務の提案に賛成します。会社法より会社優先をお願いします

(長瀬がD氏に宛てた電子メール)

送信日時：平成29年4月21日

内 容：今日の役員会で第三者委員会が決定する、私は欠席、そろそろ潮時と思っている会社に未練はない、一生懸命支えてきたが・・・・

(長瀬が田中に宛てた電子メール)

送信日時：平成29年4月22日

内 容：昨日の役員会で第三者委員会が決定した、私にも潮時が来た遅かった、会社に未練はない、一生懸命支え40年貢献したつもり、ウルトラCはないのか？

エ 以上から、長瀬が従業員の雇用を維持することを主たる目的として、本件不正行為に及んでいることは理解できるものの、同人に善管注意義務違反が存することは明白であり、到底これを是認することはできない。

(2) 林について

ア X社案件について

林は、平成28年6月に取締役就任し、その後、平成29年2月に代表取締役に就任している。

確かに、同年6月の取締役会において、内部統制不備の報告がなされており、その後もX社案件について多額の資金移動がなされたり、上記の本件確認書が作成されているなど不正行為は継続しており、積極的に情報を収集し、他の役員の実態を注視していれば一定程度の牽制機能を果たせる可能性があったことは否定できない。

もっとも、同人は、本件が本格的に進行している途中に取締役就任したものであり、自身の担当業務がある中で、就任後直ちにX社案件の内容を把握し、それを防止することは実際上は困難であったといわざるを得ない。ただし、代表取締役に就任して以降は、全容解明に向けて直

ちに調査等に着手すべきであった。

イ Y社案件について

林が役員に就任したのは本件取引の後であり、手付金として支払った2000万円の回収の必要性について検討すべきではあったというものの、善管注意義務違反があるとまではいえない。

ウ 以上から、林については、両案件につき、道義的な責任を超えて善管注意義務違反が存するとまでは認定できない。

(3) 田中について

ア X社案件について

田中自身は、本件案件の直接の担当者ではない。

しかしながら、田中自身が平成27年4月の執行役員会で指摘しているとおり、本件では通常の発注依頼書ではなく、臨時払申請書により仕入代金の支払がなされることが頻発していた上、平成27年6月の取締役会では、e社の滞留債権に関する問題が報告され、同年11月の取締役会では馬淵が太陽光関連の取引を問題視し、平成28年6月の取締役会では会計監査人Bから太陽光関連の不正報告がなされるなどの状況が存していた。そうだとすれば、田中は、臨時支払申請書に承認するにあたり、一定の調査さえ行えば、本件取引の問題点を認識することが可能であったといえる。また、田中は、むしろ、X社を通じた資金調達スキームを利用し、G社内で一旦支払を凍結することが決定していたa社への支払を強行した。さらに、本件確認書についても、会計監査を通すためだけの目的で作成することを認識しながら推進した事実も認められる。

当該経緯からすると、十分にX社案件について太陽光関連の収支が合わず滞留債権が多数ある状況を認識し得た状況であったのであり、役員として早期に担当役員へのさらなる調査、監査役への報告、要求など適切な処理を求めることができたのにその職責を怠ったものと認定できる。

イ Y社案件について

田中は、平成28年3月期の決算において予想されていた債務超過及び営業赤字を解消するという経営判断があったものの、実現可能性が相当低いことを認識しながら取引を推進し、決算に売上を計上しようとし

たこと、本件取引にはG社の社内規程のみならず、会社法上も取締役会決議が必要であるにも関わらず取締役会に諮っていないこと、加えて取引が無効であることを隠蔽しようとしたこと等、その責任は重大である。

ウ 以上から、田中には本件両案件について役員として善管注意義務違反があると認定することができる。

(4) 宮脇及び樋田について

ア X社案件について

いずれもX社案件進行中に東京支店長であった時期があり（本件確認書を作成するなどしたときは樋田は長瀬とともに代表取締役である。）、不適切な取引が継続していることを認識し、もしくは容易に認識し得る状況にありながら、これを中止するなどの措置をとらず、その職責を怠ったものと認定できる。

この点、臨時支払申請書等の押印について、樋田は認識せずに勝手に押印されたものもある旨主張するが、当該主張自体曖昧なものであるし、仮に勝手な押印であったとしてもX社案件についての不正な取引があったことを十分に認識できる立場にあったことは否定できない。

イ Y社案件について

Y社案件については事前にと取締役会に諮られておらず、稟議も行われていない。そのため事前に対応することは困難であったといえる。

しかし、上記のように本件稟議書に押印することにより、両名ともに本件取引を事後的に承認している。当該稟議書から、本来取締役会決議事項にあたる不動産取引であること、購入代金と売却代金に14億円もの差額が生じる不自然な取引であることは容易に理解できたはずであり、稟議を承認する前に、本件の調査を行い、その是非を検証することは可能であったといえ、取締役としての職責を果たしたとはいえない。

ウ 以上から、両名には役員として、本件両案件につき善管注意義務違反が認められる可能性がある。

(5) 石川について

ア X社案件について

上記のように、石川は長瀬とともにX社案件を企図し、積極的に推進

し、主導的な役割を果たしており、その責任は重大である。特に、旧知の知り合いであったA氏が役員を務めるX社に法定利率を超える手数料（利息）を受領させる一方、G社には多額の損害を生じさせており、その不当性は顕著である。

同人は、当委員会とのヒアリングにおいて、一部の不正に関与したことは認めたものの、その後、当委員会からの追加の確認のための連絡に応じようとせず、非協力的な態度をとり続けている。

イ Y社案件について

上記(4)イと同様である。

ウ 以上から、石川にはX社案件については、善管注意義務違反があると認定することができる。また、Y社案件についても、善管注意義務違反が認められる可能性がある。

(6) 加納について

ア X社案件について

加納は、平成28年6月に取締役を退任しており、本件確認書や一部の取引については退任後になされているものであり、その職責を果たすことはできない。

その他の事実については、上記(3)アの田中と同様、不適切な取引が継続していることを認識し、または認識できる状況にありながら、取締役として中止する措置をとらずその職責を怠ったものと認定できる。

イ Y社案件について

退任直前期であるが、上記(4)イと同様である。

ウ 以上から、加納には善管注意義務違反が認められる可能性がある。

(7) 馬淵について

ア X社案件について

上記のとおり、馬淵は、平成27年11月の取締役会において太陽光関連の説明を求め、平成28年2月の取締役会では太陽光事業の収支を明確にするよう要請文を出している。また、平成29年1月19日、馬淵は、長瀬、田中及び石川に対して、本件確認書に関する事情の説明を求める内容及び、監査役及び社外監査役に対し、本件確認書をめぐるX

社とのやり取りについて調査を尽くすよう依頼する内容の電子メールを送付している。

このような馬淵の指摘にも関わらず、本件不正行為の内容は解明されず、結果的に不正行為は防止出来ず、同人の活動は功を奏していない。

本来であれば、社外監査役と連携して問題解決にあたるべきであったといえるが、後述のとおり、社外監査役はその役割を自覚しておらず、上記連携は期待できない状況であった。

このような中で、馬淵は他の役員が忠告しないことも積極的に取締役会において発言を行っていたものの、同人は他の役員から疎まれる存在になっており、G社の情報が共有されないようになっていた事情も見受けられる。例えば、平成28年11月5日開催の取締役会では、本件確認書について議論されており、議事録上出席していることとなっている。しかしながら、馬淵は、実際には、同取締役会には出席していないものであり、他の役員らが意図的に本件確認書作成の事実を馬淵に知らせないようしていた可能性もある。

このように馬淵は、限られた情報の中で、他の取締役がやるべきである忠告なども行っていると評価できるものであり、その職責を果たしていたものといえる。

イ Y社案件について

Y社案件については事前にと取締役会に諮られておらず、稟議も行われていない。そのため事前に対応することは困難であったといえる。

馬淵は、平成28年4月22日開催の取締役会で本件取引を認識した際に本件取引の問題点を指摘し、その後も調査するなど、社外役員として、その職責を果たしていたものといえる。

ウ 以上から、馬淵に善管注意義務違反は認められない。

(8) 中野について

ア X社案件について

中野は監査役として取締役会に出席していた。したがって、平成27年6月の取締役会においてe社の滞留債権の問題が上程されたこと、同年11月の取締役会において社外取締役の馬淵より太陽光関連の説明を

求める旨の意見が出されたこと、平成28年2月の取締役会では馬淵から太陽光の収支を明らかにするよう要請文が出されたことは十分承知しているはずである。また、平成28年11月の取締役会で議論されている本件確認書についても、監査を通すために場当たりに作成されるものであることを認識し得たといえる。

中野は常勤監査役であり、帳票類についても十分に調査できる状況にあった。しかし、中野は監査役としての職責を十分理解せず、監査役の権限も把握していなかったようであり、平成28年5月の監査役会で会計監査人Bから報告を受けるまでX社案件についての不正の兆候を把握していなかった。

中野が監査役としての職務を全うし、監査役会での十分な議論、取締役会での要望、場合によっては差止め等の検討、実施等の適切な対応を行っていれば、本件不正行為は防げた可能性は十分に存する。

イ Y社案件について

Y社案件については事前に取締役会に諮られておらず、稟議も行われていない。そのため事前に対応することは困難であったといえる。

しかし、上記のように本件稟議書によって、本件取引を事後的に認識している。当該稟議書から、本来取締役会決議事項にあたる不動産取引であること、購入代金と売却代金に14億円もの差額が生じる不自然な取引であることは容易に理解できたはずであり、稟議書に押印する前に本件の調査を行い、その是非を検証することは可能であったといえ、監査役としての職責を果たしたとはいえない。

ウ 以上から、中野には善管注意義務違反が認められる可能性が高い。

(9) 山本及び山中について

ア X社案件について

両名は、社外監査役であり、執行役員会には出席せず、稟議書にも臨時支払申請にも署名する立場になく、他の社内役員と比較して情報への近接性は乏しい。

しかしながら、取締役会、監査役会への出席義務はあり、X社案件については中野同様十分に不正の認識ができる状況はあった。

しかも、両名ともに企業家としての感性から、太陽光発電事業について懐疑的な印象を抱いており、さらに馬淵から上記の要請文書を受領していたにも関わらず、取締役会や監査役会で積極的に発言したり、常勤監査役に調査を依頼するなどの行動をしておらず、監査役としての職責をほとんど果たしていない。

イ Y社案件について

Y社案件については、事前に取り締役に諮られておらず、稟議も行われていない。そのため事前に対応することは困難であったといえる。

両名は、平成28年4月22日開催の取締役会で本件取引を認識し、同日の監査役会において、G社が取組むべき仕事か疑問がある、また取引の内容について不確定な部分が多いので取締役会で詳しい説明を求めべきとの意見を述べていることから、社外監査役としての職責を果たしていないとまではいえない。

ウ 以上から、両名ともにX社案件について善管注意義務違反が認められる可能性は否定できない。

第9 再発防止策

1 はじめに

本件各案件の直接的な原因は、資金繰りが悪化していたこと及び業績改善を図るために本業以外の取引を検証不足のまま推進したことにある。

いずれの案件にも経営トップが深く関与しているほか、関与者以外の他の役員は一部を除いては無関心と評価し得るような状況であって、内部統制をはじめとするコーポレートガバナンスがほとんど機能していなかったといわざるを得ない。さらに、関与者はもちろんのこと、その他の役員にコンプライアンス意識の欠如が認められる。

かかる状況をふまえ、以下、当委員会として、再発防止策を提案する。

2 直接的な原因の除去

(1) 売上重視の風潮の見直し

本件各案件においては、売上を増加させようとして、本業以外の業務を推進した過程で不正行為が行われてる。G社のコンプライアンス規程では、「売上や利益の確保よりも、コンプライアンスを最優先の行動規範として行動せねばならない」（第6条）との定めがあるが、到底守られているものとはいえない。

かかる規程を遵守することを徹底するために、二度と同じことを繰り返さないよう会社風土全体の意識改革を促すことが求められる。

(2) 新規事業の審査について

本件では、新規事業に参入するに際し、担当役員の説明を安易に信用し、市場調査を含む事業計画の徹底的な検証、取引先の信用調査、事業のシミュレーション等を行っていない。

今後、新規事業に参入するに際しては、特別のプロジェクトチームを設置し、そこに公認会計士などの専門家やコンサルタントを入れる等して、取締役員会に十分な資料を提供し、その上で判断を仰ぐ体制を整えるべきである。

(3) 明確な社内規程の整備及び遵守

G社では、平成28年の取締役会規程の改定により、本来取締役会決議が必要とされた事項についても、同決議を経ずに進められていた。また、

本来、支払が機関決定された後に支払時期についての例外的措置として利用されるべき臨時支払申請の手続が悪用され、機関決定なきままの臨時支払申請が横行し、手形の振出が乱発した。

この点、G社では取締役規程が28年改定により、対象取引の金額について取締役会決議事項の形式基準を設けたことは一定の評価ができるが、今後は同規程の厳格な運用が望まれる。

臨時支払申請については、支払の機関決定の裏付け資料の添付がない限り、実行できないような厳格な運用が望まれる。

(4) 取引先に対する限度額の設置

本件では、X社に対して、多額の資金が出し、不正の温床となった。

そこで、一社あたりの取引限度額を設定し、それを越える資金流出は原則としてできないような仕組み作りを検討すべきである。

(5) 与信調査

本件では、設立後間もない資本金1万円の会社と計20億円を超える取引を行い、同社との取引が資金環流に利用されている。

そこで、新規の取引先との取引を開始するにあたっては、与信調査を徹底し、一定の基準を設け、取締役会で議決をする仕組みを整えるべきである。

3 組織体制の改善

(1) 現行役員の大規模な刷新

本件各案件に直接関与した役員については、その資質に問題が存するといわざるを得ない。

したがって、役員構成を大規模に刷新し、すみやかにコンプライアンスを重視する役員体制を構築する必要がある。

(2) 社外役員の権限及び機能の強化

本件各案件では、①取締役会決議を経ずに社外取締役の承認が不要となっていた稟議書が多用されていたこと、②当該稟議が必ずしも事前に行われていなかったこと、③社外役員への情報提供が限定されていたこと、④社外役員に会計や法律に関する専門的知見が不足していたなどの問題点が存在した。

そこで、これらの問題点に対応するため下記の方策を検討すべきである。

記

- ① 稟議書を使用する場合には取締役会決議と同様に社外取締役の承認を必要とするほか、社外監査役にも事前に稟議書を回付する制度とする。
 - ② 事前決裁を制度上担保し、バックデートを防止するために、電子稟議システムを導入する。
 - ③ 常勤の社外役員を設置し、あらゆる情報に即時に接する体制を構築し、新規の事業については、当面の間、取締役会決議が必要ではない案件であっても社外取締役の決裁を必要とする。
 - ④ 社外役員を公認会計士や弁護士等の専門家から選任し、会計不正の防止や法的リスクの回避といった役割を担わせる。
- (3) 内部監査室の設置

G社では、内部監査室が設置されていない。取締役及び従業員の事業を独立した立場で調査し、検証するために、取締役会とは独立した権限を有する内部監査室を新設すべきである。

また、新規事業の審査のみならず、既存事業についても不断に審査を継続する必要がある。本件X社案件でも当初は適正に行われており、その後、架空取引が開始された。そこで、既存事業についても、定期的にサンプリング調査を行うなどの措置を講じるべきである。

- (4) 内部通報制度の拡充、社内リーニエンシー制度の採用

G社のコンプライアンス規程では、役職員等は、他の役職員や特定部門が現に不正行為を行っている場合だけでなく、そのおそれが生じた場合であってもコンプライアンス委員への通報ができる旨（同10条1項）を定めている。そして、コンプライアンス委員会は違反行為の中止措置をとることができる（同4項）。

本件においては、このような手続は一切とられていないため、かかる制度の周知を徹底すべきである。また、G社の内部通報制度では、通報先が内部のコンプライアンス委員会に限定されている。通報をできる限り充実させるためには、社外の弁護士等の外部窓口を設けたり、内部の窓口には社外監査役を加えるなどの工夫をすべきである。

さらに、不正を行った場合でも自ら申し出た場合には処分を減免するなどの社内リーニエンシーを設けることも検討してよいと思われる。

4 コンプライアンス教育の充実

(1) 役員のコンプライアンス教育の見直し

G社の役員の中には、十分に自身の職責を理解せず、本件各案件について、不適切な取引であると理解していたにもかかわらず、指摘を行わないばかりか、反対すべきではないとの見解を有していた者も存在する。また、G社における社外監査役は、企業人としての資質を有していたにも関わらず、監査役の職責を理解していなかったために、その任務を遂行することができなかったという面が指摘できる。

そこで、新人の役員については、外部のコンプライアンス研修を受講させることを義務づけるなど、その役割を理解し、機能の強化を図る必要がある。また、取締役及び監査役は、いずれも業務執行を監督する義務を負っており、このような役員の職責を十分に理解させるべく、基本的なコンプライアンス教育を徹底すべきである。

(2) 従業員のコンプライアンス教育の見直し

コンプライアンス意識の醸成は、全社的に取り組むべきものであり、経営陣のみならず実務を担当する従業員にもコンプライアンス意識が根付いていなければならない。

そこで、従業員に対しても、基本的なコンプライアンス教育を繰り返し実施すべきである。そして、コンプライアンスの研修が真に従業員に浸透するためには、リスクを現実のものとして捉える必要が存するのであり、各部署ごとに起こり得るリスクをピックアップさせた上で、その防止策を検討させるなど、研修内容を十分吟味すべきである。

以 上